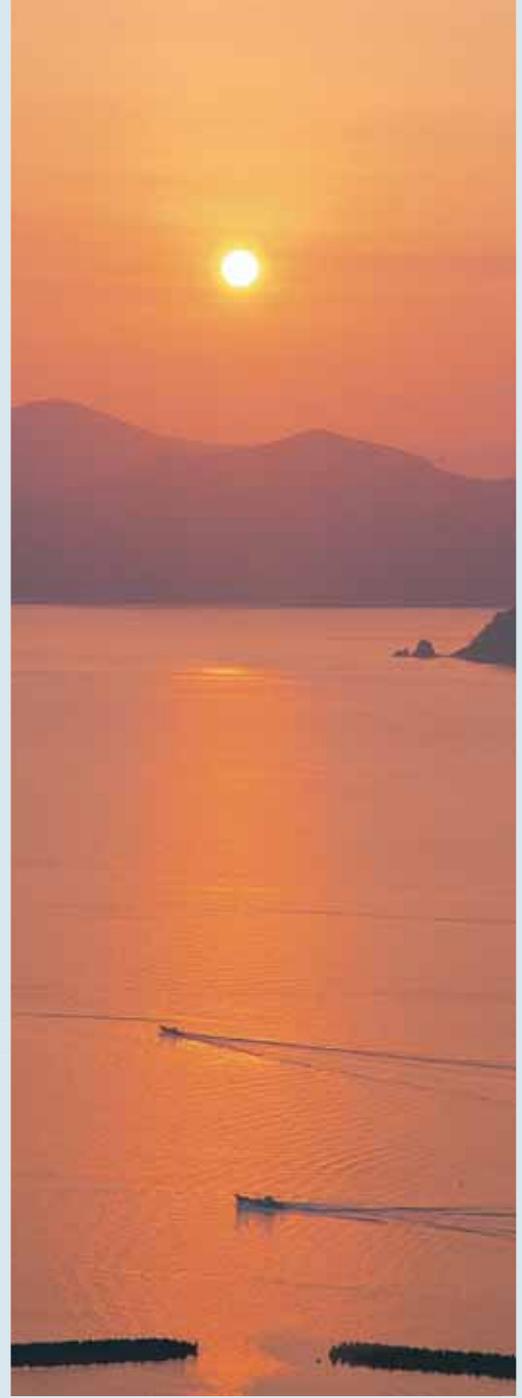


美浜町 都市計画 マスタープラン

～より良い生活空間づくりと
その実現に向けて～



平成23年9月
福井県美浜町



美浜町都市計画マスタープラン 目次

序章 美浜町都市計画マスタープランの役割と構成	1
(1)美浜町都市計画マスタープランの目的と位置づけ	1
(2)美浜町都市計画マスタープランと関連計画との関係	2
(3)美浜町都市計画マスタープランの構成と内容	3
第1章 まちの概況と主要課題	5
1-1 まちの概況	5
1-2 まちづくりの主要課題	16
第2章 まちづくりの目標	21
(1)まちづくりの目標	21
(2)将来フレームの設定	23
(3)将来都市構造	24
第3章 まちづくりの方針	29
3-1 土地利用の方針	29
3-2 交通体系の整備方針	37
3-3 公園緑地の整備方針	46
3-4 景観づくりの方針	53
3-5 河川・上下水道・その他施設の整備方針	59
3-6 環境にやさしいまちづくりの方針	61
3-7 安全安心まちづくりの方針	63
3-8 住みよい環境づくりの方針	65
第4章 地域別まちづくり構想	67
4-1 地域別まちづくり構想の位置づけと地域区分	67
4-2 地域別まちづくり構想	68
(1)北地域	68
(2)南地域	72
(3)耳地域	76
(4)東地域	80
第5章 実現化に向けて	85
5-1 都市計画関連施策の取り組みとまちづくりのシナリオ	85
5-2 住民主体のまちづくりの推進方針	94
5-3 都市計画マスタープランの見直しの考え方	96
資料編	

序章 美浜町都市計画マスタープランの役割と構成

(1)美浜町都市計画マスタープランの目的と位置づけ

美浜町都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に位置づけられる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、第四次美浜町総合振興計画などを踏まえて、美浜町における都市の将来像や土地利用などの基本方向を明らかにするとともに、地域毎のまちづくりの方針を定めることにより、町における今後のまちづくりの総合的な指針となります。

美浜町都市計画マスタープランが有する役割は、以下のとおりです。

実現すべき具体的な都市の将来像を明らかにする

- ・ これからの美浜町のまちづくりについて、住民にわかりやすい表現で、実現すべき具体的なまちの将来像やまちづくりの方針、地域別まちづくりの方針を明らかにします。

具体的な都市計画の決定・変更の指針となる

- ・ 都市計画を決定・変更する際の指針となるものです。

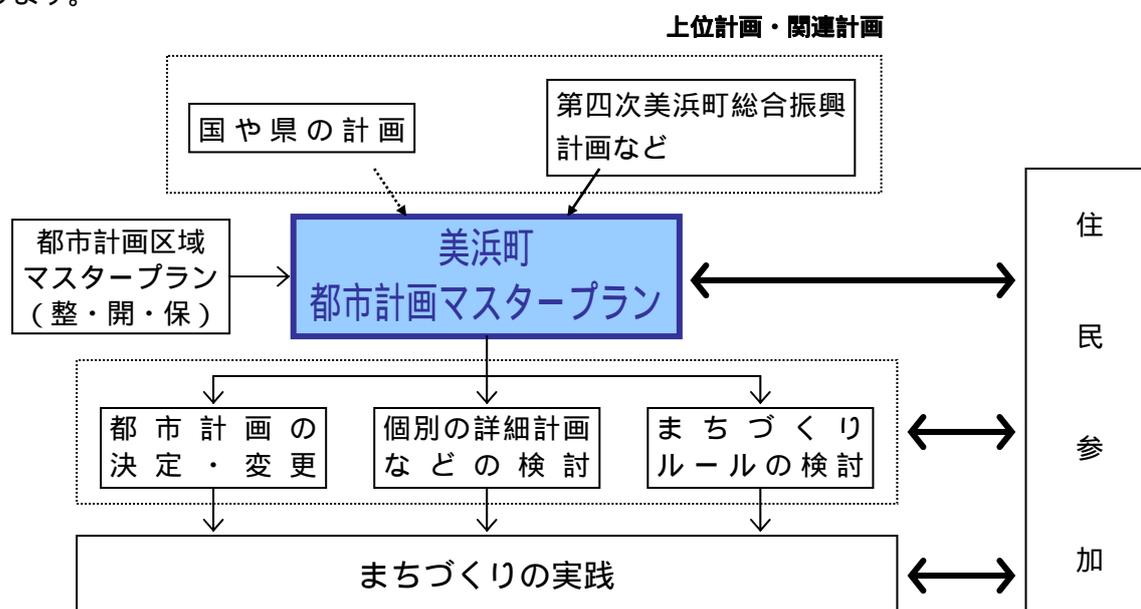
個別の都市計画相互の調整を図る

- ・ 土地利用、都市施設、市街地開発事業、都市環境などの具体的な個別の都市計画について相互の調整を図ります。

住民や事業者の理解、具体の都市計画の合意形成を図る

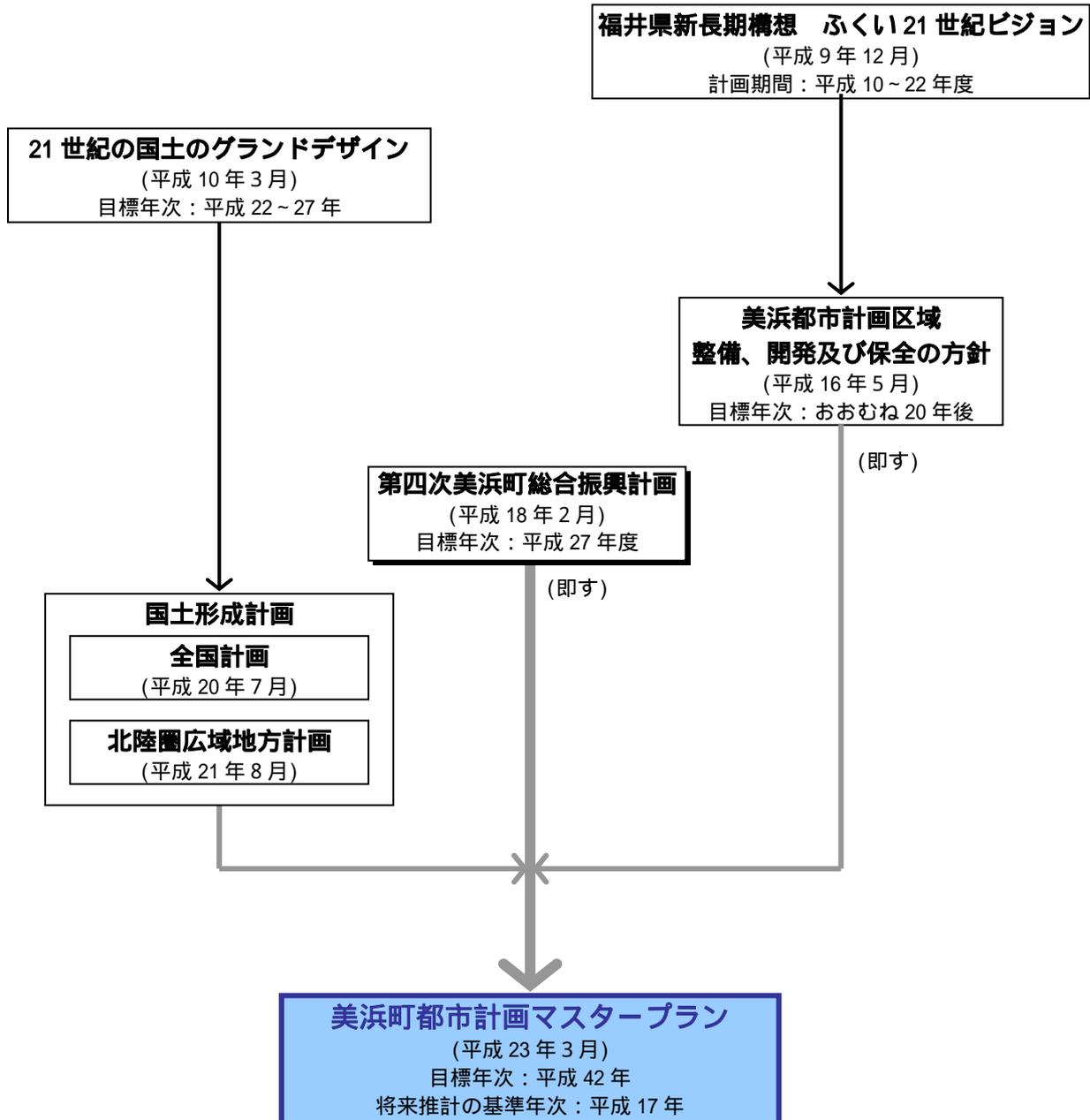
- ・ まちづくりや地域づくりの将来像を、住民、事業者、行政が共通の目標として共有することにより、住民、事業者の都市計画に対する理解を深め、各種の都市計画関連施策への合意形成や参加を容易にします。

さらに、美浜町都市計画マスタープランは、関連する計画や施策の中で以下のような位置づけにあります。



(2)美浜町都市計画マスタープランと関連計画との関係

美浜町都市計画マスタープランと上位計画の関係は以下の通りです。

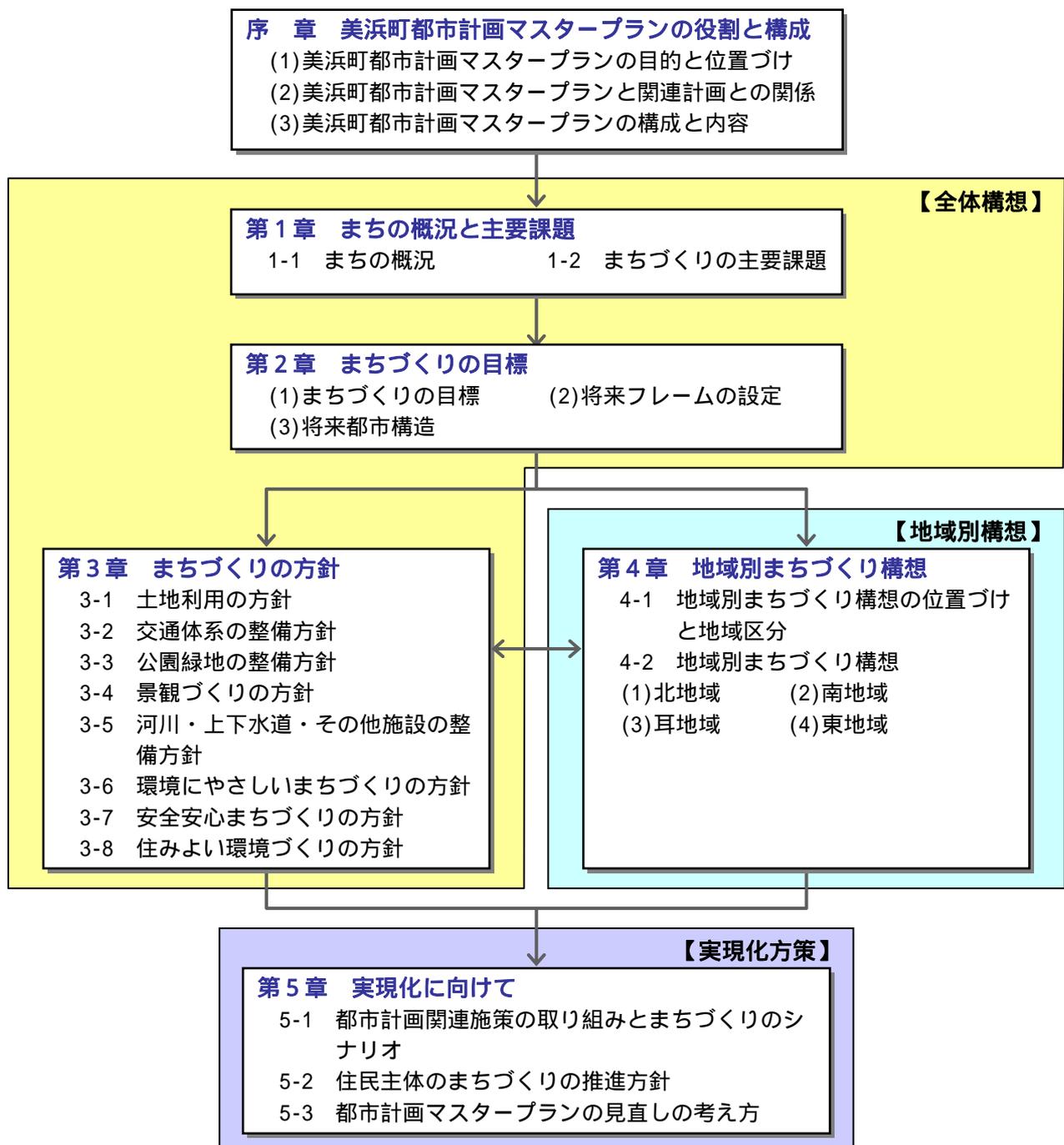


(3)美浜町都市計画マスタープランの構成と内容

美浜町都市計画マスタープランは、概ね 20 年後を目標としますが、まちの骨格として普遍的なもの、長期的に取り組むべき施策などは、20 年を超えた目標として示しています。

また、計画の対象とする範囲は、原則として都市計画区域が基本ですが、道路網や自然景観、自然環境、防災などは全町的な検討が必要となるため、行政区域全体を対象としています。

美浜町都市計画マスタープランは、美浜町の現状とまちづくりの課題、まちづくりの目標、まちづくりの方針を示す「全体構想」と、全体構想を受けた地域毎のまちづくりの方針を明らかにする「地域別構想」、さらには都市計画マスタープランの「実現化方策」の 3 つの項目により構成されています。



第1章 まちの概況と主要課題

1-1 まちの概況

(1) 広域的位置づけ

美浜町は、福井県の南西部、嶺南地方の東よりに位置し、東は敦賀市、西は若狭町、南は滋賀県高島市に接しています。東西約 19km、南北約 27km、総面積 152.32km²であり、町の中央を流れる耳川は、風光明媚な若狭湾に注いでいます。

本町と隣接都市を結ぶ主要な交通手段として、若狭湾に平行して国道 27 号と J R 小浜線が走っています。平成 21 年 3 月には国道 27 号美浜東バイパスが開通したほか、舞鶴若狭自動車道の整備も進められ、広域的な交通条件が向上しつつあります。

国定公園に指定される若狭湾は、リアス式海岸特有の変化に富んだ海岸線を有し、水晶浜や三方五湖をはじめ優れた景観を有する自然環境に恵まれています。これらを資源とした観光産業や農林水産業が盛んで、都市部との交流が活発なまちです。

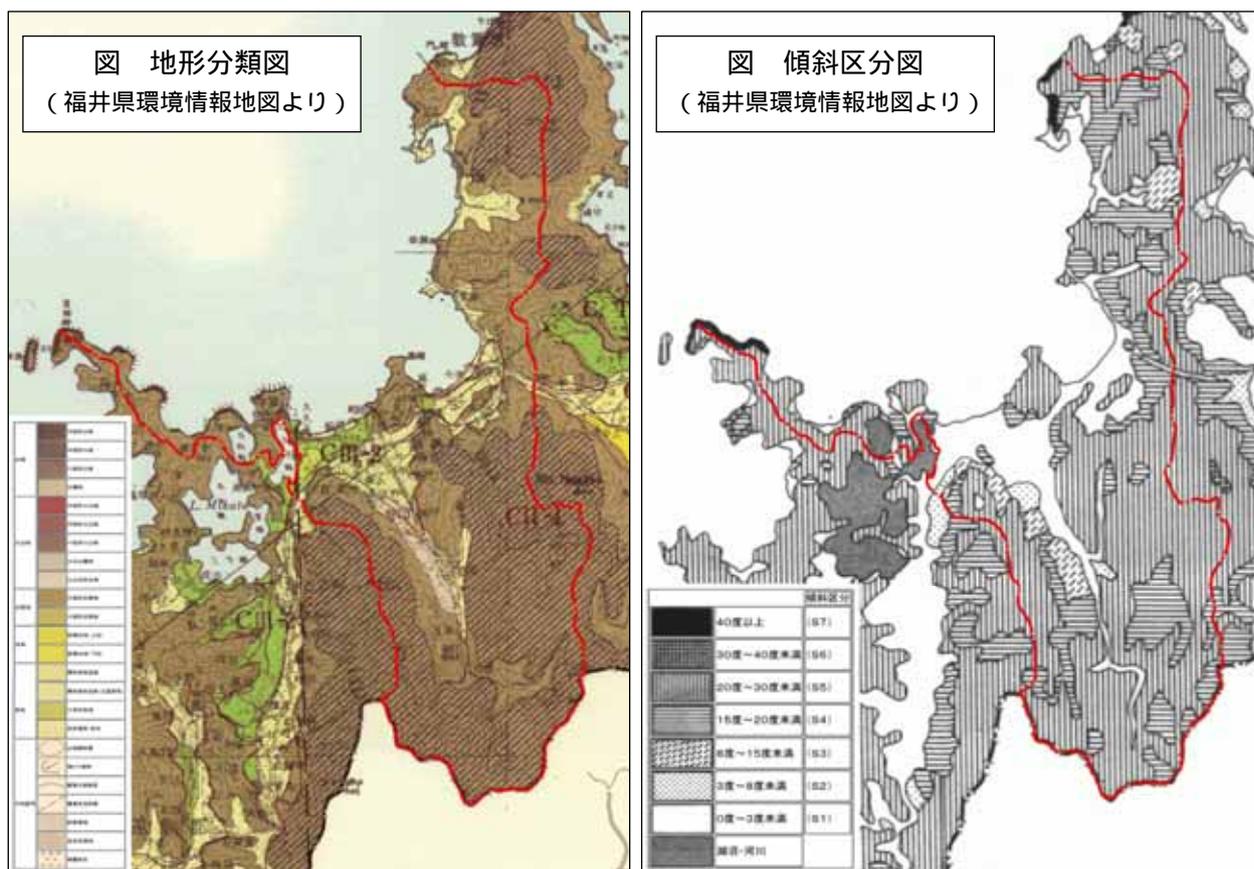


図 広域的位置図

(2) 自然的条件

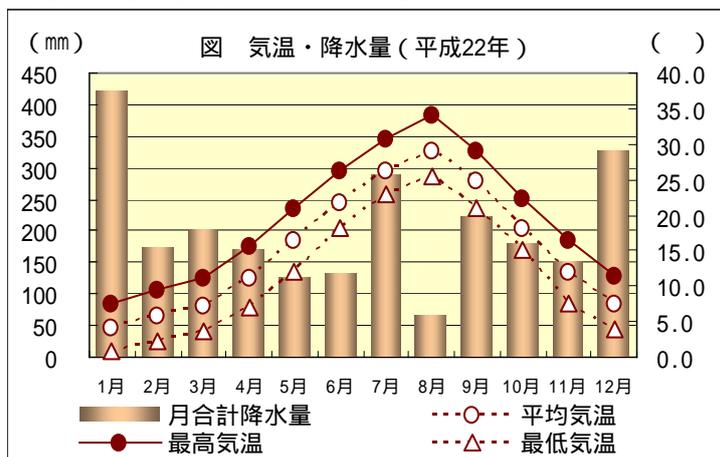
地形・水系

町中央を縦断する耳川に沿って平坦部が広がっており、その背後には東から南にかけて野坂岳、三国山などが連なっています。町東側は敦賀半島へと連なり、変化に富んだリアス式海岸には水晶浜をはじめとする海水浴場が多く分布しています。西側は常神半島へと連なり、ラムサール条約にも登録される名勝三方五湖のうち久々子湖や日向湖を望むことができます。



気候

本町の気候は、年間を通して雨量が多く、夏季の高温多湿、冬季の積雪に代表される日本海側特有の気候となっています。平成22年の最高月平均気温は29.2、最低は0.8と寒暖の差が激しく、雨量は7月と冬季に多くみられました。

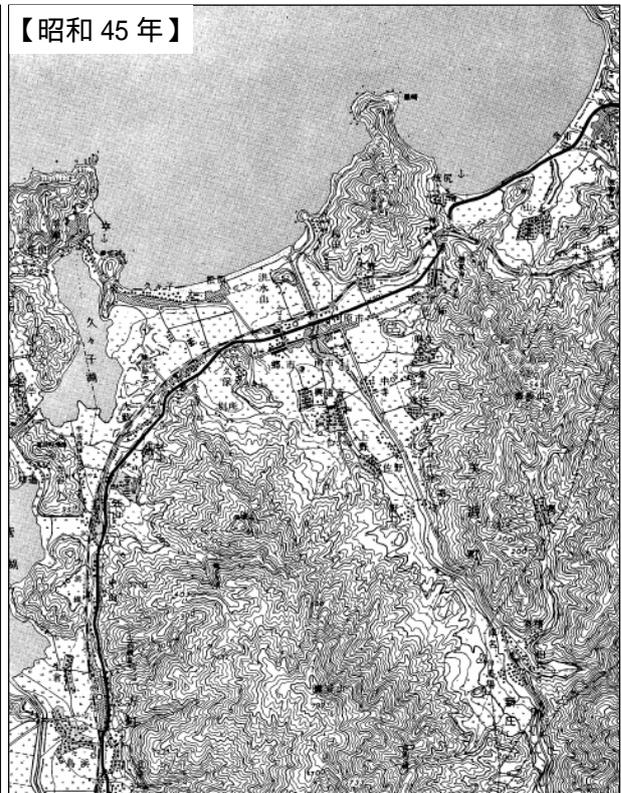
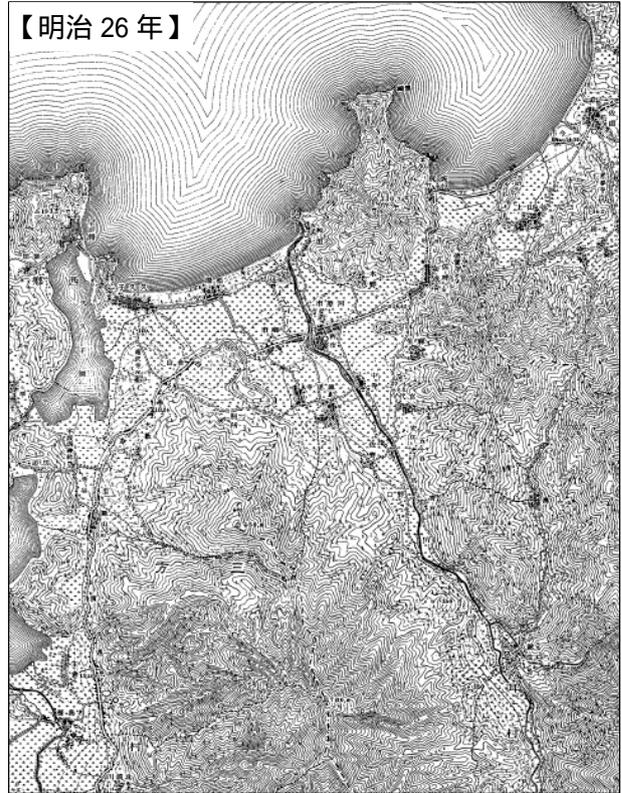
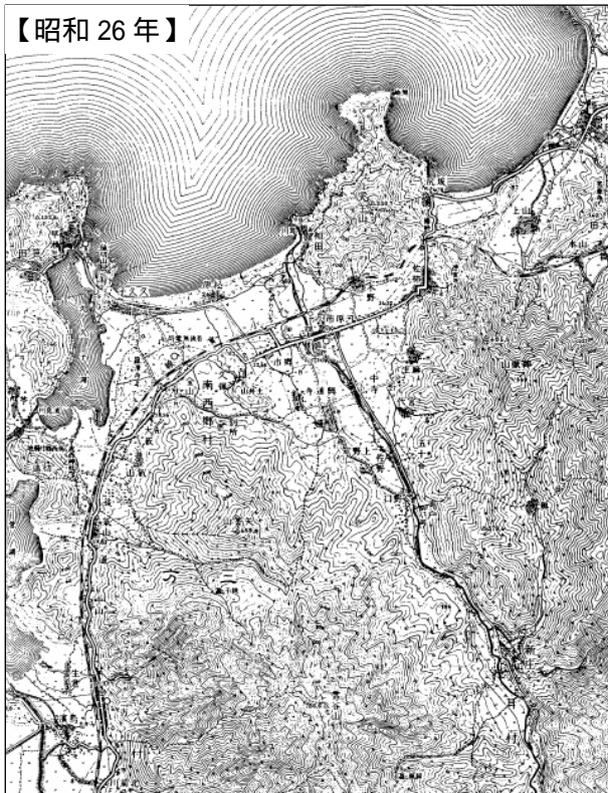


(3) 歴史的條件

本町は、若狭国と越前国との国境にある重要な地であり、戦国時代には椿峠近くの城山に佐柿国吉城が築かれました。国吉城は、若狭に攻め入ろうとする越前朝倉氏を相手に、栗屋勝久が領内の地侍、農民らとともに数年間にわたる籠城戦を繰り広げたことで知られています。現在は、曲輪の石垣や土塁などの土木構造物のみが残されていますが、史跡公園としての整備が進められています。

耳川が形成する扇状地、三角州低地には丹後街道が通り、佐柿は宿場町として栄えていました。小浜線は、大正6年に敦賀～十村間が開通し、戦後は国道27号の改修も進められました。合わせて、レインボーラインの整備等、観光開発も進み、水上の五湖巡りとともに、多くの観光客を集めるようになってきました。

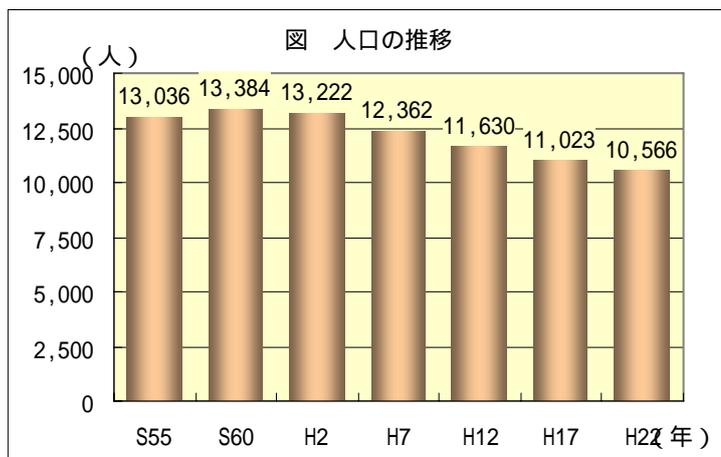
図 歴史的変遷（出典：日本図誌大系）



(4)人口・世帯数

人口

人口は、平成2年以降は減少に転じ、平成22年には10,566人（国勢調査）となっています。

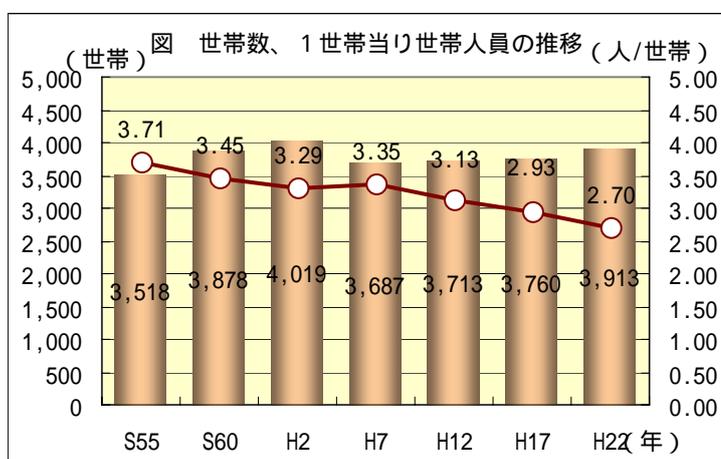


(出典：国勢調査 (平成22年は速報値))

世帯数

世帯数は、平成7年以降は微増の傾向にあり、平成22年には3,913世帯（国勢調査）となっています。

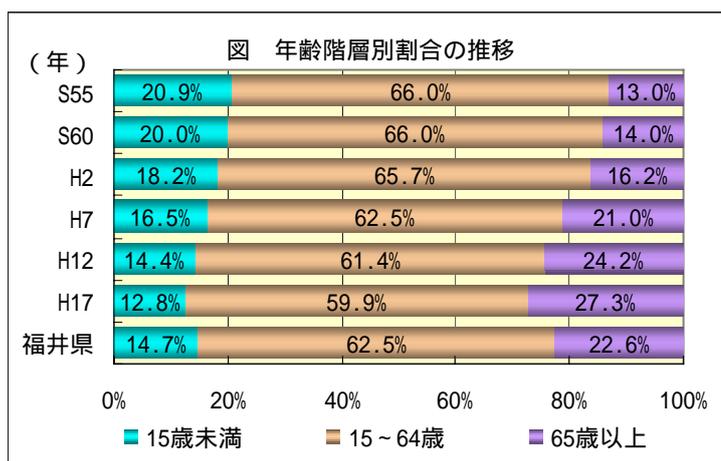
1世帯当りの人員は、年々低下する傾向にあり、平成22年で2.70人/世帯となっています。



(出典：国勢調査 (平成22年は速報値))

年齢階層別人口

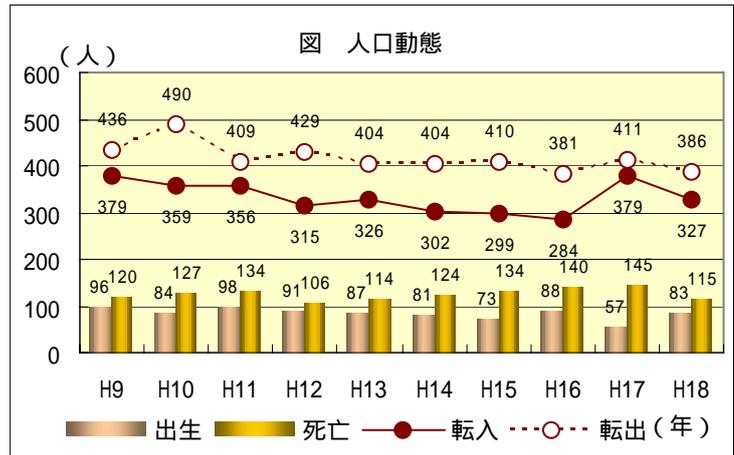
年齢階層別人口の推移をみると、15歳未満人口割合の減少、65歳以上人口割合の増加といった少子高齢化の進行がうかがえます。福井県平均に比べて、少子高齢化が進行している状況にあります。



(出典：国勢調査)

人口動態

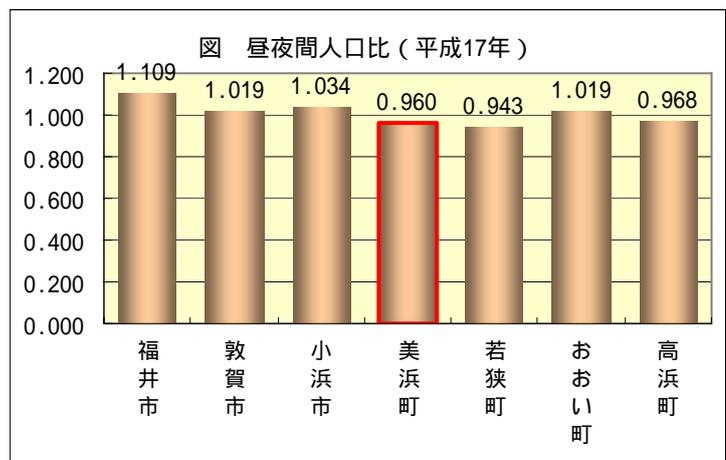
近年の人口動態は、死亡数が出生数を上回り、転出数が転入数を上回っており、自然動態・社会動態ともに減少傾向にあります。



昼夜間人口比率

昼夜間人口比は、平成 17 年現在で 0.960 であり、やや流出超過となっています(440 人の流出超過)。

嶺南地域でみると、どの市町も 1.0 に近い水準となっています。



通勤・通学人口（流出入状況）

本町に居住する就業者・通学者は6,175人（平成17年）うち39.3%が町外に流出しています。主な流出先は、敦賀市（67.4%）若狭町（20.6%）小浜市（4.8%）の順となっています。

他市町村からの通勤・通学者は1,985人であり、主な流入元は敦賀市（66.1%）若狭町（18.3%）小浜市（6.0%）の順となっています。

平成2年の状況と比較すると、敦賀市からの流入の増加が目立っています。

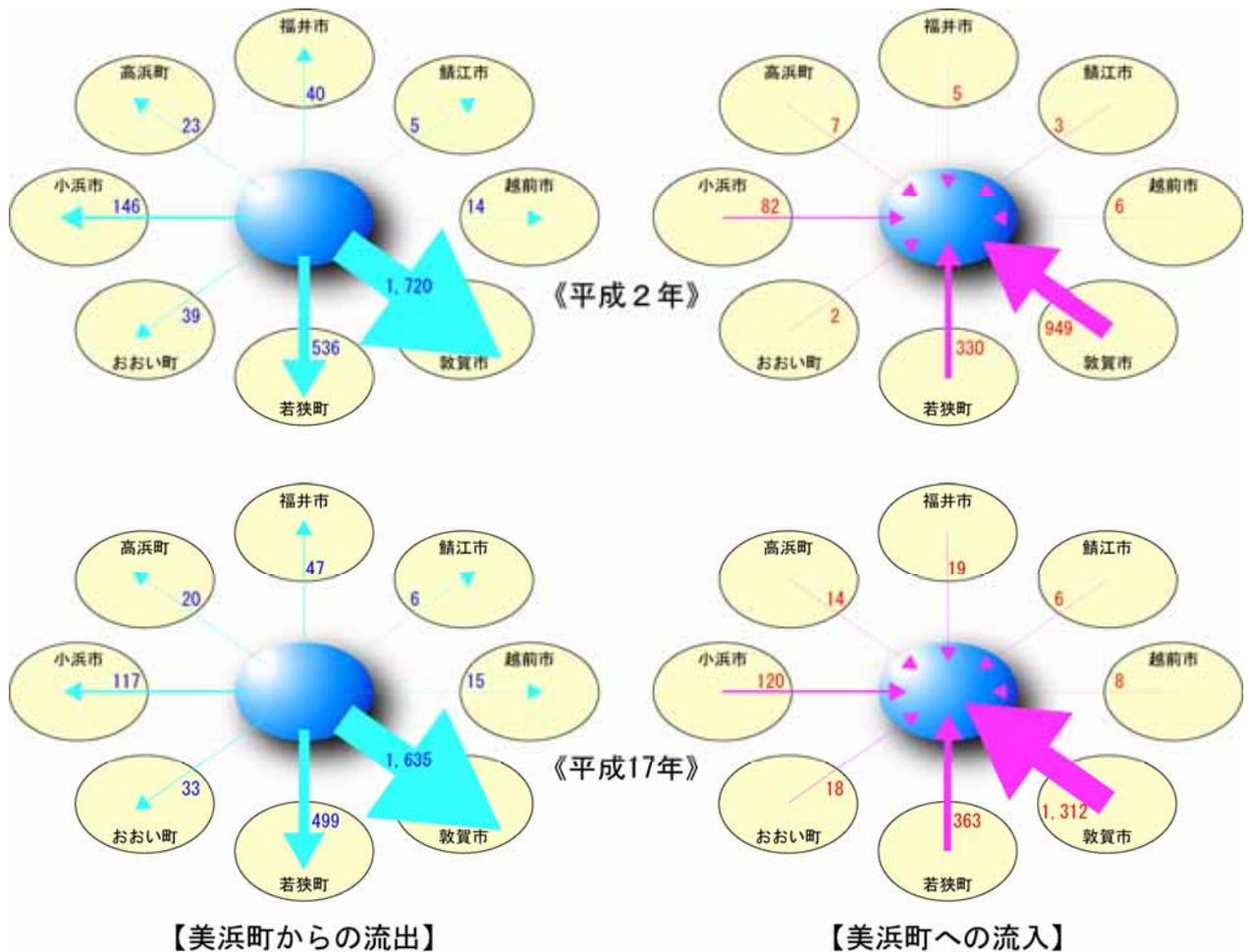
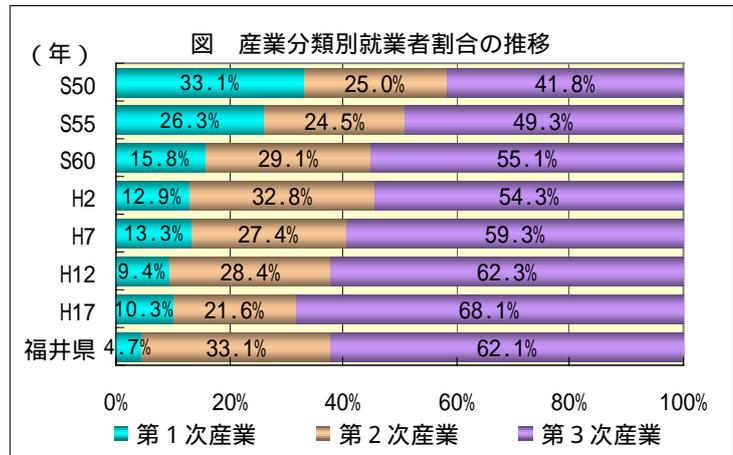


図 通勤・通学の状況（出典：国勢調査）

(5) 産業

産業別就業人口

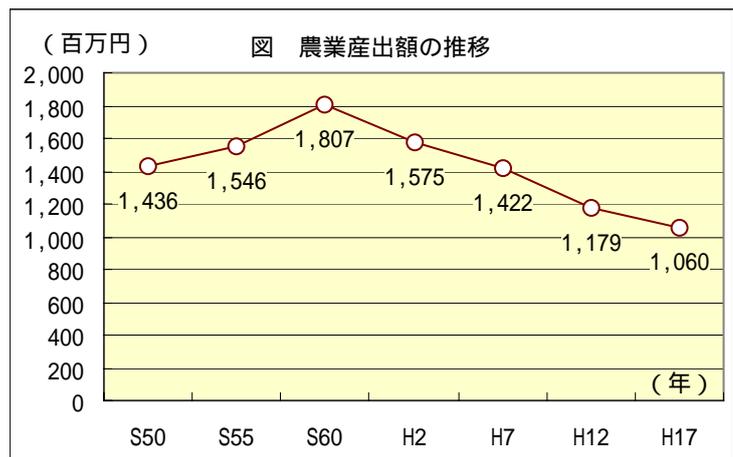
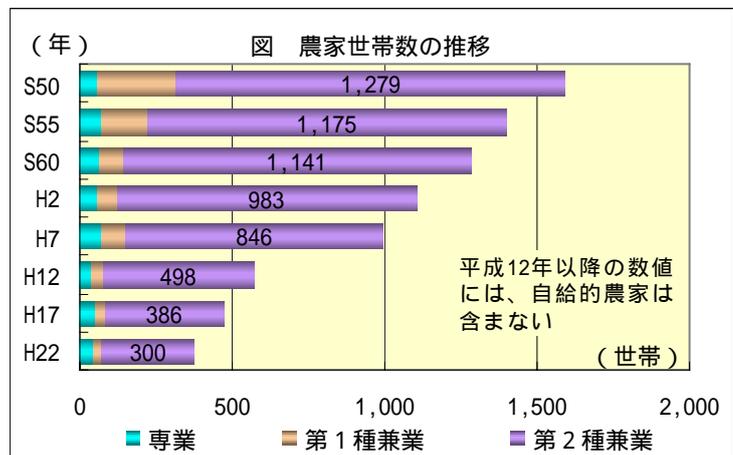
第1次産業の就業者割合は年々減少していましたが、近年は10%程度に留まっています。第2次産業は平成2年までは一端増加しましたが、その後は減少傾向にあります。第3次産業は一貫して増加傾向にあります。県平均と比較すると、第1次・3次産業が県平均を大きく上回っています。



農業

農家世帯数は、専業・兼業とも年々減少する傾向にあり、特に第2種兼業農家の減少が著しくなっています。

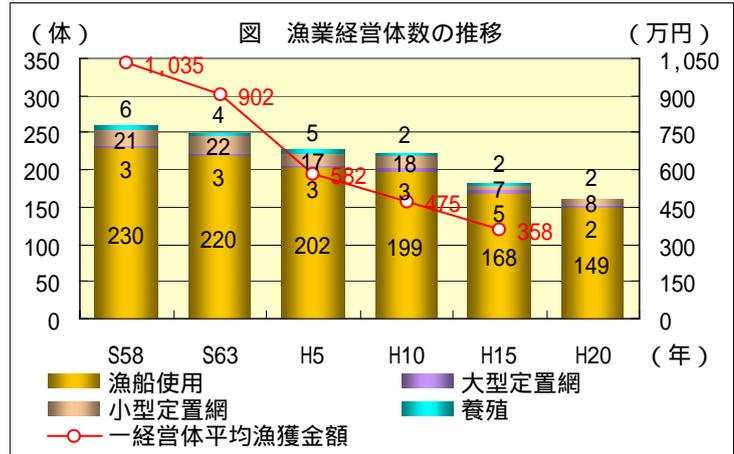
農業産出額は、昭和60年をピークに年々減少し、平成17年では1,060百万円となっています。



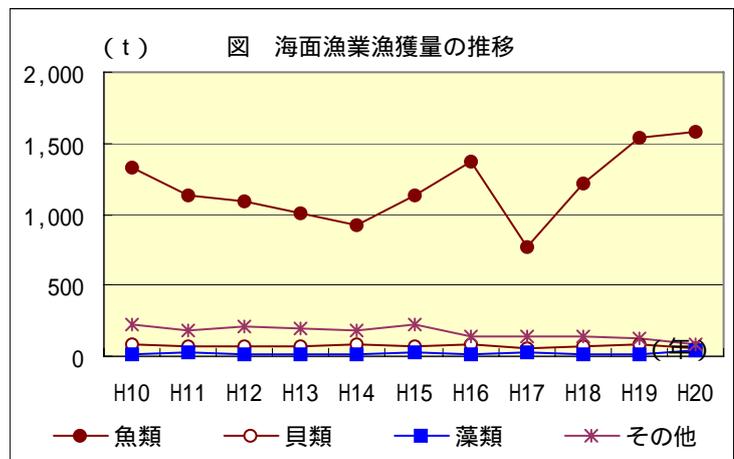
水産業

漁業経営体数は、過去 25 年間で 260 体から 161 体に減少しています。漁業経営体の大半は漁船使用であり、年々、その構成比は高くなっていきます。一経営体当りの平均漁獲金額は年々減少する傾向にあり、過去 20 年間（S58～H15）で約 35% にまで減少しています。

海面漁業漁獲量は、年々減少する傾向にありましたが、近年は魚類の漁獲量が増加しています。



(出典：漁業センサス)



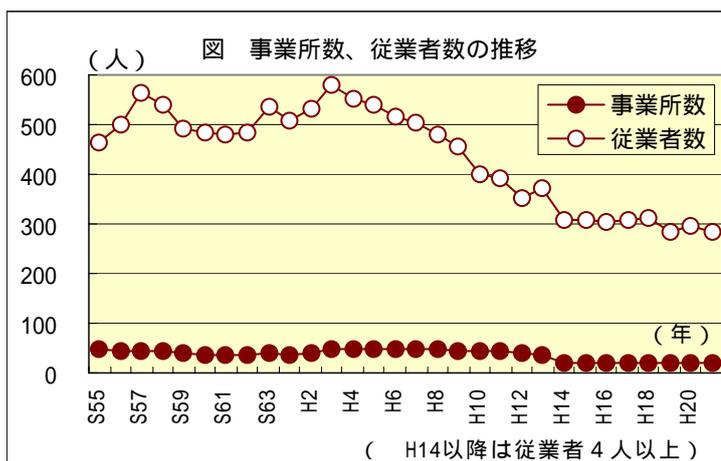
(出典：北陸農政局福井農政事務所)

工業

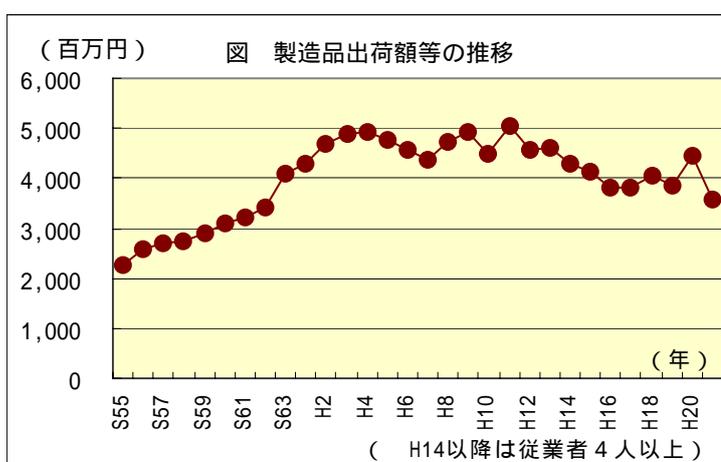
事業所数、従業者数は、ともに平成4年頃までは増加する傾向にありましたが、以降は一貫した減少傾向にあります。

製造品出荷額等は、年々増加する傾向にありましたが、平成4～11年をピークに減少傾向に転じています。

平成20年の産業分類別状況によると、事業所数は食料品が、従業者数は皮革、窯業・土石、家具、電気機械が多くなっています。



(出典：工業統計調査)



(出典：工業統計調査)

表 産業分類別の状況 (出典：工業統計調査 (H20))

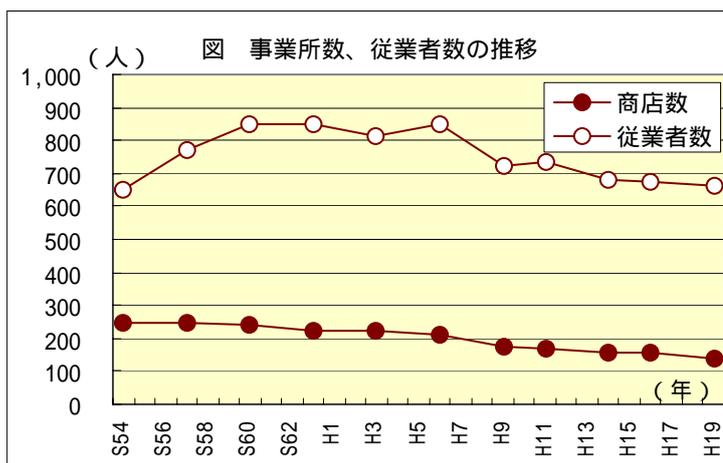
	事業所	従業者数	製造品出荷額等 (万円)	
総数	21	298	445,436	100.0%
食料品	4	43	64,970	14.6%
飲料・飼料	2	11	X	X
繊維	2	10	X	X
木材	1	7	X	X
家具	2	43	X	X
化学	1	6	X	X
皮革	1	56	X	X
窯業・土石	2	52	X	X
金属	1	13	X	X
電気機械	2	42	X	X
輸送機械	1	5	X	X
その他	2	10	X	X

商業

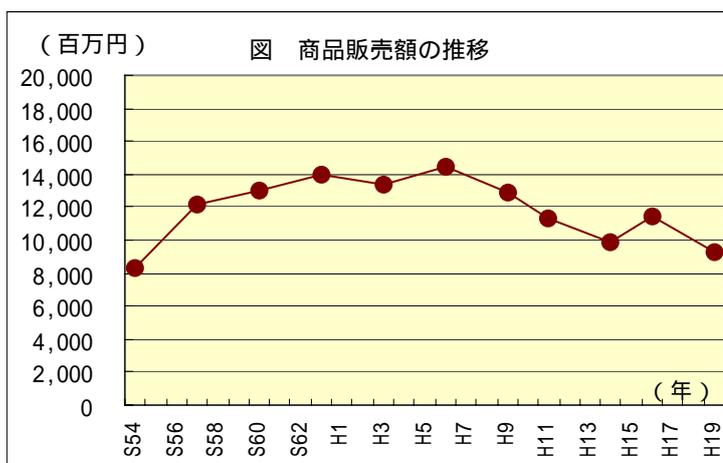
商店数は一貫して、従業者数は昭和 60～平成 6 年をピークに減少傾向にあります。

商品販売額は、平成 6 年まで増加傾向にありましたが、以降は減少する傾向にあります。

本町の小売吸引力指数は 0.604 と低く、購買の約半数を町外に依存していることがうかがえます。



(出典：商業統計調査)



(出典：商業統計調査)

表 県内市町の商業ポテンシャル

都市名	小売吸引力指数
福井市	1.296
敦賀市	1.176
小浜市	1.113
大野市	0.900
勝山市	0.733
鯖江市	0.897
あわら市	0.609
越前市	0.941
坂井市	0.830
永平寺町	0.491
池田町	x
南越前町	x
越前町	0.558
美浜町	0.604
高浜町	0.629
おおい町	0.475
若狭町	0.821

(出典：商業統計調査)

【小売吸引力指数】

市町村民 1 人当りの購買額を県民 1 人当りの購買額で除した数値。

1.0 を上回る場合は近隣市町村の購買力を吸引し、活発な商業活動をしているとみなされる。1.0 を下回る場合は、購買力がなく、他市町村へ購買力が流れているとみられる。

観光

本町には、三方五湖や水晶浜をはじめとする海水浴場などの観光資源、水中綱引き等の行祭事・イベントに多くの観光客が訪れています。

観光入込み客数は、平成2年以降は減少傾向にありますが、平成15年以降はほぼ横ばいの状況にあります。

平成21年の目的別入込状況では、自然が全体の57.5%を占めています。



(出典：町商工観光課、福井県観光客入込数(福井県産業労働部観光振興課))

表 目的別入込状況(平成21年)

単位：人	自然	文化・歴史	産業観光	スポーツ・レクリエーション	買物	イベント	計
美浜町	472,000	43,000	65,000	150,000	79,000	12,000	821,000

(出典：福井県観光客入込数(福井県産業労働部観光振興課))

1-2 まちづくりの主要課題

(1) まちの現況からみた課題

美浜町の広域的な位置づけや各種指標の推移、都市計画をはじめとする各種施策の取り組み状況から、次のような課題が抽出されます。

(想定される対応策の色分けは、主要課題の分類に対応)

	現 況	課 題	想定される対応策
自然・歴史	<ul style="list-style-type: none"> 三方五湖をはじめとする風光明媚な自然環境 国吉城址等の歴史資源 	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな自然環境の保全と活用 歴史資源を活かした交流・連携の創出 	<ul style="list-style-type: none"> 景観づくりへの取り組み 歴史資源のまちづくりへの活用
人口	<ul style="list-style-type: none"> S60 をピークに人口減少（自然減、社会減） 世帯人員の低下により、世帯数は横ばい 少子高齢化の進行 限界集落の発生懸念 今後も人口減が予測される 	<ul style="list-style-type: none"> 自然減の歯止め 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉対策（少子化対策）
		<ul style="list-style-type: none"> 社会減の歯止め 	<ul style="list-style-type: none"> 住みよい定住環境づくり 高齢者にやさしいまち 二地域居住の創出
	<ul style="list-style-type: none"> 人口流動は 440 人の流出超過（大半は通学での流出超過） 	<ul style="list-style-type: none"> 流入（受入）体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用対策（産業振興）
		<ul style="list-style-type: none"> 移動のしやすさの確保 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用対策（産業振興） 公共交通の利用促進（主にソフト施策）
	<ul style="list-style-type: none"> 隣接市町（特に敦賀市）とのつながりが深い 	<ul style="list-style-type: none"> 移動のしやすさの確保 	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通の利用促進（主にソフト施策）
	<ul style="list-style-type: none"> 若狭医療福祉専門学校の立地 	<ul style="list-style-type: none"> 学生の定着 	<ul style="list-style-type: none"> 若者向け集合住宅の供給
産業	<ul style="list-style-type: none"> 農家世帯、産出額の減少 	<ul style="list-style-type: none"> 優良な田園の維持が困難 	<ul style="list-style-type: none"> 後継者対策 地産地消の促進
	<ul style="list-style-type: none"> 美観の維持 耕作放棄地対策 		
	<ul style="list-style-type: none"> 工業従業者、出荷額の減少 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の活力低下、空工場の発生懸念 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用対策、企業誘致
	<ul style="list-style-type: none"> 商業従業者、販売額の減少 郷市、河原市商店街はともに事業所数、従業者数、商品販売額が減少 小売吸引力（自都市での購買比率）は 0.604 	<ul style="list-style-type: none"> 身近な商業サービスが不足 	<ul style="list-style-type: none"> 身近な商業機能の立地誘導
<ul style="list-style-type: none"> 観光客は減少、停滞傾向 温泉給湯施設の立地 	<ul style="list-style-type: none"> 第 3 次産業の活力低下 	<ul style="list-style-type: none"> 交流の促進、交流資源の掘り起こし、等々 温泉の活用 	

	現 況	課 題	想定される対応策
土地利用	・用途地域内の宅地化(主に住宅地)が進展	・都市基盤未整備箇所の残存	・都市基盤の整備を伴う開発の適正誘導
	・空き家の増加	・コミュニティの維持が困難 ・家屋荒廃による景観の乱れ	・地域でマネジメントしていく考え方の導入
	・商業系、工業系用途地域内には利用可能地が少ない ・平成20年には用途地域外で企業立地(2社)	・産業振興のための用地不足	・商業用地、工業用地の確保、適正配置
	・用途地域付近での開発の進展(役場周辺、町民広場・体育館周辺、栄、小倉団地、他)	・現況土地利用と用途地域境界との不整合	・居住環境等の保全・保護に向けた実情にあった用途地域への見直し
	・用途地域指定と現況土地利用に乖離が見られる		・用途混在防止による居住環境の確保に向けた用途地域の見直し
	・用途地域指定境界の多くが筆界であり、現況地形に即していない		・用途地域の指定目的と指定範囲との整合、指定境界の明確化
	・都市計画区域は行政区域の一部に指定	・準都市計画区域の活用の可能性	・現時点で再編検討の必要性は特になし
交通	・舞鶴若狭自動車道が整備中	・舞鶴若狭自動車道の完成に伴う受け皿づくり	・交流の促進、交流資源の掘り起こし、等々
	・R27バイパスの整備に伴い、旧道の通過交通が減少	・旧道沿いの活力低下が懸念	・交流の促進、交流資源の掘り起こし、等々
	・都市計画道路の整備率低(R27バイパス以外では、駅前線、郷市線と河原町笹田線の一部が整備済)	・未整備区間の早期整備 ・事業化の可能性との不整合	・整備困難、代替路線有、等による整備不要区間等の廃止・見直し
	・JR小浜線の利用は横ばい(約7割は定期利用)		・各観光地への中継拠点(玄関口)としての環境整備
	・コミュニティバスは3系統、各4往復で運行		・コミュニティバスサービスの充実
公園	・市街地内に公園利用の空白地域が存在 ・開発に伴う小規模公園は多数 ・用途地域外にも大規模な公園多数	・身近な遊び場不足	・人口の集積状況、使用目的に応じた公園配置 ・住民との協働による適切な維持管理
	・整備済だが、接続率が低い	・周辺河川への家庭雑排水の混入	・接続促進に向けた広報活動
その他	・少子化に伴う児童・生徒数の減少	・公共施設の維持・管理問題	・長期的には、統廃合を視野

(2) アンケート調査結果からみた課題

都市計画マスタープランの策定に先立って行った住民アンケート調査の結果からは、次のような課題が抽出されます。

- ・町全体では 65.1%の方が「暮らしやすい、どちらかという暮らしやすい」と回答しています。しかし、山東・耳地域では約 7 割、北西郷地域では約 5 割と地域差がみられます。
- ・雇用創出に対する期待は強いが、全体的には新たな整備・開発よりも、ソフト（子育てや福祉等）を含めた生活環境の充実、環境や景観の保全、身近な生活基盤（生活道路・公園等）の充実などに対する意識が強くなっています。
- ・まちづくりへの参加意識は強く、身近なところでの活動に対する潜在的なポテンシャルが高くなっています。

(3) 社会情勢から考慮すべき課題

我が国を取り巻く社会情勢は、拡大成長型から安定成熟型へと大きく方向が変化しており、国土形成計画等においても、次の時代の展望が示されています。これら時代潮流の変化を踏まえたまちづくりを進めていく上では、特に配慮すべき社会要請として次のような課題が抽出されます。

また、東日本大震災では津波による壊滅的な被害も生じており、今後の都市づくりには防災・減災への対応が強く求められています。

美浜町において特に配慮すべきと思われるキーワード（抜粋）	
I. 活力ある経済社会と地域の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・集約型都市構造（エコ・コンパクトシティ）の実現 ・公共交通の活性化 ・駅や駅周辺を中心とした暮らしやすいまちづくりの推進
・地球環境問題への積極的な対応と豊かな暮らしの実現	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物の省 CO₂ 対策、長寿命化の推進 ・低炭素化都市構造への転換（公共交通や自転車の利用促進等） ・下水道など未利用資源・エネルギーの有効利用の促進 ・生物の多様性を育む水・緑の保全・再生・創出 ・景観・歴史まちづくり、無電柱化等の推進 ・バリアフリー環境の一層の整備 ・既存住宅の流通円滑化やリフォーム市場の整備
・安全・安心の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震に対する津波対策 ・ゲリラ豪雨・高潮等による水害・土砂災害への緊急的対応の強化 ・公共インフラや住宅・建築物の耐震化などの大規模地震対策の推進 ・安心して歩ける歩行空間や安全で快適な自転車利用環境の創出 ・社会資本ストックの長寿命化やライフサイクルコストを低減するための戦略的な維持管理 ・土地の境界を明らかにする地籍調査の推進
・観光立国の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の個性や歴史・文化を活かしたまちづくり、良好な景観の形成、無電柱化、水辺空間の整備等のハード面の取組を、観光ルート設定、体験メニュー充実等のソフト面の取組と一体となって総合的に推進することによる、観光園をはじめとした観光地の魅力創出 ・幹線道路ネットワークの強化など交流を支える交通ネットワークの充実 ・休暇の取得促進・分散化の促進、観光振興を担う人材の育成・活用

(4)まちづくりの主要課題

本町は、周囲を緑の山々と若狭湾に囲まれ、西端には風光明媚な三方五湖を有するなど、自然環境に恵まれたまちです。農林水産業を基幹産業としていますが、観光も盛んで、北陸圏と近畿圏を繋ぐ交通の要所としての立地特性を持ちます。この特性を活かし、これまで戸建て住宅地の整備、企業誘致等により、まちの活力向上に努めてきました。

今後は、大きく変革する社会情勢を的確に捉えつつ、住民が誇りと愛着を持って生活できる、魅力的で質の高い生活環境を維持・改善していくことが重要です。恵まれた自然環境や歴史・文化資源を最大限に活かし、住民と行政が互いに協力しながら、『自然 かがやき 人 いきいき まちがにぎわう 美し美浜』を実現していくため、まちづくりの主要課題を以下の通り定めます。

まちの総合力を高めるまちづくりを進める必要があります

これからの人口減少社会においては、地域の資源を活かした広域的な交流や連携、二地域居住やＩターン促進など人の誘致・移動により、地域の総合力を高めていく視点が不可欠です。このため、交流・連携への積極的な働きかけ、安定した電力供給を活かした企業誘致の展開など、舞鶴若狭自動車道の整備効果にも積極的に働きかけていくまちづくりを進める必要があります。

地域特性を活かしつつ、交流促進型のまちづくりを進める必要があります

美浜町には、豊かな自然環境を特徴づける三方五湖、水晶浜をはじめとする海洋型の地域資源が豊富にあります。これら資源の連携を図りつつ、ＪＲ美浜駅周辺の観光拠点化や参加型の交流資源の創出（グリーン・ブルーツーリズム、食のまちづくり等々）など、地域資源を活かした交流促進型のまちづくりを進める必要があります。

安心して暮らせる生活環境整備を進める必要があります

誰もが住み続けることのできる環境づくりには、安全・安心の確立と豊かな暮らしの実現が不可欠です。地震や津波、風水害への備えを十分に整えるとともに、生活の拠点づくりや身近な公共交通の確保、身近な遊び場の確保など、生活しやすい環境整備を進める必要があります。また、美浜町は、全国有数の電力供給地として、スマートグリッドの導入や電化施設・設備の導入など、低炭素まちづくりを先導するモデル的なまちづくりの実践が望まれます。

自然と共生する美しいまちづくりを進める必要があります

ラムサール条約登録湿地の三方五湖をはじめ、豊かな海岸線などの水辺空間は、観光資源としても貴重な存在となっています。また、まちを縁取る山々も四季折々の美しい景観を呈しています。これらの自然資源を大切に将来に継承することは、観光資源としての恩恵を受けることにもつながります。自然資源や歴史資源の保全・継承だけでなく、これらと一体となったまち全体での景観づくりに積極的に取り組む必要があります。

パートナーシップのまちづくりを進める必要があります

地域の居住環境は、その地域に住む人々が自ら考え行動することにより、良好なものへと変化していきます。美浜町では、協働のまちづくり推進基本方針に基づき、今日までパートナーシップのまちづくりを進めてきました。今後も、まちづくりに関わる様々な分野において協働のまちづくりが推進されるよう、推進体制や仕組みの構築など、総合的な取り組みに展開していく必要があります。

第2章 まちづくりの目標

(1)まちづくりの目標

美浜町は、その名の通り、海、山、川、湖という変化に富む豊かな自然環境に恵まれた「美しい浜」のまちであり、この美しい自然などを舞台にした住民のくらしと、これらを求めてまちを訪れる人々との交流が、にぎわいや活気を生み、まちの歴史や文化を育んできました。

「第四次美浜町総合振興計画」では、まちづくりの主役である「ひと」が、この豊かな自然環境に恵まれた美しい「まち」を舞台に、さまざまな分野で活躍し、快適で安心してこころ豊かな「くらし」を送れるまちを目指し、まちの将来像として『自然 かがやき 人 いきいき まちがにぎわう 美し美浜』を掲げています。

美浜町都市計画マスタープランでは、この将来像を踏襲し、その実現に向けた具体的なまちづくりの目標を以下の通り設定します。

将 来 像

自然 かがやき 人 いきいき まちがにぎわう ^{うま}美し美浜

まちづくりの目標

- 目標1 まちの活力を創出する多様な拠点とネットワークづくり
 - ・地域資源を活かした拠点の形成と、これらをつないで活力を創出していく視点
- 目標2 安心して暮らせる持続可能な生活空間づくり
 - ・地球環境問題にも配慮しつつ、誰もが住み続けられる環境をつくる視点
- 目標3 美浜の「美」を継承するまちづくり
 - ・美しい自然や歴史の保全・活用を通じて愛着や誇りを生み出していく視点
- 目標4 共学と協働で進めるまちづくり
 - ・これからのまちづくりに行政と住民が協働で取り組んでいく視点

自然
かがやき

人
いきいき

まちが
にぎわう

美^{うま}
し美浜

目標 1 まちの活力を創出する多様な拠点とネットワークづくり

舞鶴若狭自動車道の整備効果を最大限に活かした活力あるまちづくりを進めるため、安定した電力供給等の条件を活かした産業集積地の形成や豊かな自然資源を活かした交流拠点の育成、形成を推進します。また、舞鶴若狭自動車道や国道 27 号を骨格として、これら拠点にアクセスしやすいネットワークを形成し、交流と連携による活力創出を図ります。

目標 2 安心して暮らせる持続可能な生活空間づくり

豊かな自然環境との共生を前提としつつ、地震や津波、ゲリラ豪雨、土砂災害などへの備えを十分に整えるとともに、老朽住宅・施設の耐震診断、建替促進等により、安心して暮らせる環境づくりを進めます。

豊かな暮らしの実現に向けて、都市サービス機能や行政・文化サービスの利便性を高めるとともに、安全な道路空間、身近な遊び場、身近な移動手段の確保など、質の高い生活空間を創出します。

ラムサール条約登録湿地である三方五湖を有するとともに、国内有数の電力供給地である地域特性を認識し、低炭素まちづくりなど地球環境問題への積極的な対応に取り組みます。

目標 3 美浜の「美」を継承するまちづくり

三方五湖や水晶浜に代表される海、山、川、湖という変化に富む美しい風景は、美浜の誇りです。また、佐柿国吉城址をはじめ、町内には往時を偲ぶ寺社、史跡、古い町並みなども残されています。

これらを質の高い生活空間の背景として良好に保全するとともに、さらに質の高い景観へと育成し、住民共有の財産として継承していきます。

目標 4 共学と協働で進めるまちづくり

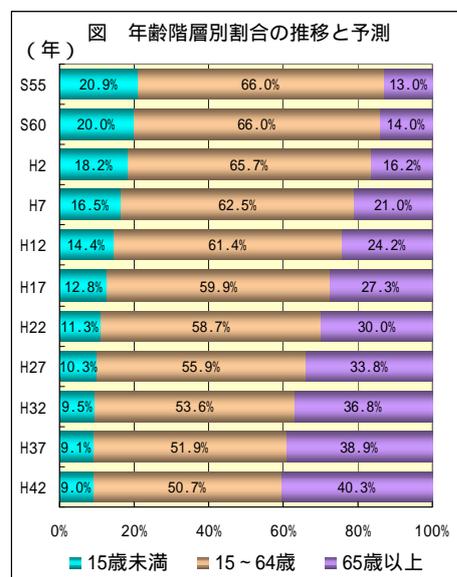
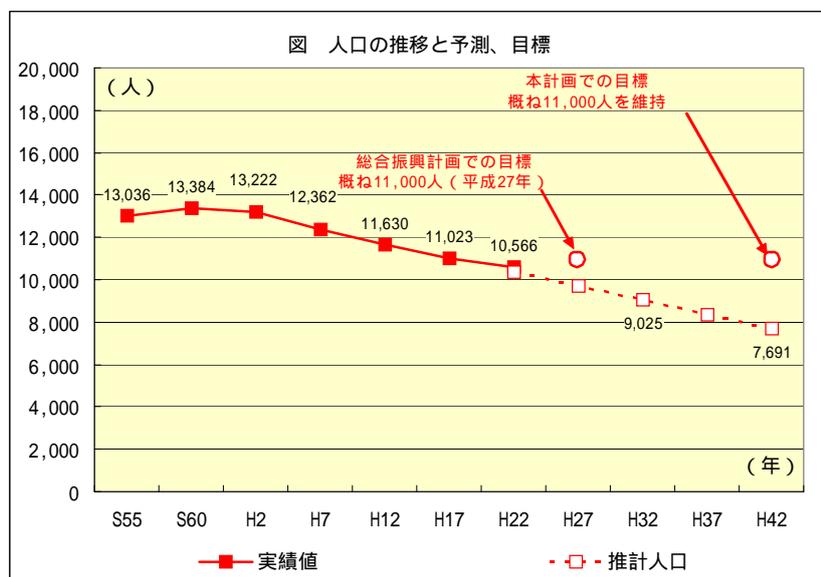
これからのまちづくりには、住民と行政との協働の視点が欠かせません。今日まで取り組んできた協働のまちづくりをさらに発展させ、住民全員で共学と協働で進めるまちづくりを進めるため、住民のまちづくりに対する意識を高めるとともに、よりよい生活環境を実現しようとする主体的な取り組みを育てていきます。また、多様な参加機会の拡充やあらゆる機会での協働関係づくり、参加しやすい体制づくりに積極的に取り組みます。

(2) 将来フレームの設定

国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の市区町村別将来推計人口（平成 20 年 12 月推計）」によると、美浜町の人口は今後も減少し、平成 42 年には 7,691 人と予測されています。また、少子高齢化の進行はさらに進み、平成 42 年の 65 歳以上人口比率は 40.3%にまで上昇するものと予測されています。

一方、第四次美浜町総合振興計画においては、平成 27 年の定住人口規模（目標）を 11,000 人と設定し、自然環境の保全、生活基盤の整備、利便性の確保、住宅施策、少子高齢化対策、雇用対策、特色ある教育環境の整備などの包括的な施策展開を進めながら相乗効果を図り、現状維持を図ることとしています。

本計画においては、第四次美浜町総合振興計画に掲げる通り、定住促進に向けた暮らしやすい生活空間づくりに協働で取り組むことにより、平成 42 年で概ね 11,000 人を維持することを目指します。



(3) 将来都市構造

基本となる都市構成

本町は、東部から南部、西部を森林地域によってまちが縁取られ、町域の中央を南から北に流れる耳川の河口部に広がる平坦部を中心として都市的土地利用が行われています。都市的土地利用は、主にJR小浜線や国道27号に沿って行われ、その周辺には良好な農地・農村集落が展開しています。また、北部は若狭湾に面し、沿岸には水晶浜をはじめ風光明媚な海岸線が連なっているほか、漁港と一体となった漁業集落も形成されています。特に、三方五湖の1つである日向湖沿岸には、特徴的な漁村集落が形成されています。

今後のまちづくりは、これらの優れた自然景観の維持・保全を基調としつつ、舞鶴若狭自動車道の整備効果に積極的に働きかけるとともに、定住促進に向けた快適で質の高い生活空間の創出を図っていく必要があります。

土地利用の基本的な考え方

地形条件や自然条件を基本として、町域を市街地地域、田園地域、漁村地域、森林地域に分類し、それぞれ固有の特徴や資質を活かしたまちづくりを進めていきます。

土地利用の区分		基本方針
都市的土地利用	市街地地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郷市～河原市の市街地（用途地域）は、本町の中心市街地として都市サービス機能や行政・文化サービス機能の利便性を高めるとともに、既成市街地の再編、JR小浜線美浜駅の利用促進、基盤整備と一体となった宅地化促進などにより、コンパクトで住みやすい生活空間を創出します。 ・ 久々子～早瀬の市街地（用途地域）は、旅館や民宿業と生活とが一体となった市街地として、来訪者や地域住民の安全性や利便性の確保に配慮した環境整備を進めます。
	田園地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耳川の河口部等に広がる優良な農地は、背後の森林地域と一体となって、本町を特徴づける景観要素として適切に維持・保全を図ります。 ・ 農村集落は、昔ながらの良好な集落環境を維持しつつ、田園風景との調和を図ります。
	漁村地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若狭湾沿岸や日向湖畔の漁村集落は、細街路の改善や空地、空き家を活かしたポケットスペースの確保などにより、居住環境を改善しながら、良好な風景を維持・保全します。
	森林地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南東部の野坂岳～大谷山、西部へと連なる霊谷山・矢筈山、敦賀半島の尾根筋に連なる蝶螺が岳～旗護山は、本町を縁取る貴重な森林地域であり、今後も、眺望景観の対象として、また、水源涵養や災害防止など、緑が有する多面的な機能に配慮しつつ、調和の取れた保全と活用を進めます。 ・ 特に、常神半島一帯は、ラムサール条約にも登録される名勝三方五湖と一体となって、貴重な生態系、自然環境の保全を図ります。 ・ 国吉城址一帯は、自然と歴史のふれあいの場として、貴重な歴史資源を活かした散策空間づくりを目指します。
自然的土地利用		

軸と拠点の配置方針

これまでのまちづくりの経緯や社会潮流、広域的にみた本町の位置づけなどを踏まえつつ、計画的かつ重点的に軸や拠点の整備・強化を図り、まち全体の魅力と活力の向上に努めます。

軸と拠点の配置		基本方針
広域 連携軸	舞鶴若狭自動車道 ＪＲ小浜線 国道 27 号 若狭梅街道	<ul style="list-style-type: none"> 舞鶴若狭自動車道は、京阪神、中部・北陸方面を結ぶ、広域的な人や物の流れを支える広域連携軸として位置づけます。 ＪＲ小浜線、国道 27 号は、隣接都市間の連携を促進する軸として位置づけます。 ＪＲ小浜線は、地球環境問題や高齢化社会への対応を踏まえ、利便性に優れた、人と環境にやさしい公共交通の軸としての活用促進を図ります。 国道 27 号は、道路機能の強化を図るとともに、風格のある沿道景観を創出します。
地域間 連携軸	(主)佐田竹波敦賀線 (一)日向郷市線 (一)松屋河原市線 (一)竹波立石縄間線	<ul style="list-style-type: none"> 舞鶴若狭自動車道からの交通を分散させるとともに、広域連携軸を補完し、隣接都市間、都市内の連携を強化する軸として位置づけ、広域的な連携や生活拠点との連携、地域間連携を促進する機能の強化を図ります。
景観 シンボル 軸・拠点	海岸線 耳川 三方五湖	<ul style="list-style-type: none"> 海岸線や耳川等の主要河川の沿岸では、水辺の景観保全を図るとともに、生態系や環境の保全、共生の視点から水と人との関わりを深める親水的活用を進めます。 レインボーラインや湖岸一帯は、三方五湖の景観を堪能できる眺望箇所として重要な役割を果たすため、視点場や散策空間づくりを目指します。



整備の進む舞鶴若狭自動車道と国道 27 号美浜東バイパス



ＪＲ小浜線

軸と拠点の配置		基本方針
生活拠点	美浜町役場～ＪＲ美浜駅一帯	<ul style="list-style-type: none"> ・町役場をはじめ保健福祉センターが立地する一帯からＪＲ美浜駅にかけてのエリアは、多様なサービス機能が集積する生活拠点として、より一層の機能集積を目指します。 ・特に、役場周辺においては、(仮)生涯学習センターの建設を契機に、まちの中心、住民の心の拠り所となるよう、周辺環境整備に努めます。 ・ＪＲ美浜駅周辺では、住民の身近な公共交通の拠点として、また、来訪者を町内各地の観光・交流拠点に誘う拠点として、魅力と活力が感じられる拠点づくりを進めます。
健康福祉拠点	レイクヒルズ美方病院周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・病院や高等学校等が集積する環境を活かし、住民の健康維持・増進の拠点として、誰もが訪れやすく利用しやすい空間づくりを目指します。
	若狭医療福祉専門学校、湖岳の郷周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・温泉給湯施設の有効活用をはじめ、これら施設相互の連携を深め、住民の健康福祉を先導する拠点として育成します。
アグリ交流拠点	福井県園芸試験場周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農業との連携を図りつつ、環境保全型農業の研究・交流の拠点にふさわしい空間形成を図ります。
スポーツ交流拠点	総合運動公園周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・町民野球場や総合体育館の立地する総合運動公園一帯は、誰もがいろいろな目的で楽しめるスポーツ・レクリエーションの拠点として、機能充実を目指します。
水と緑の拠点	和田自然公園周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが気軽に楽しめる水と緑の拠点として、アクセス性の向上や機能充実、周辺環境と一体となった良好な景観づくり、視点場づくりを目指します。
	梅丈岳周辺	
	溪流の里周辺等	
歴史文化拠点	佐柿国吉城址周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・町指定史跡国吉城址及び佐柿の歴史的町並み一帯は、若狭国吉城歴史資料館を中心に、貴重な歴史資料の保存を図るとともに、歴史・文化を後世に継承するための魅力ある空間の維持・形成を図ります。
	耳川流域の古代遺跡群	<ul style="list-style-type: none"> ・弥美神社、興道寺廃寺、獅子塚古墳、興道寺窯など耳川流域に点在する寺社、古代遺跡群の周辺は自然環境と一体となった良好な文化的景観として、また古代に触れる周回ルートとして環境整備に努めます。
産業拠点	松原産業団地	<ul style="list-style-type: none"> ・松原産業団地は、一団の工業集積地として、周辺環境との調和に配慮しながら、活力ある操業環境を創出します。
	活力創出エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・生活拠点南側一帯は、当面は良好な田園景観の保全に努めつつ、産業立地ポテンシャルの動向を勘案しながら、地域資源を活かした事務所・研究所系の土地利用を計画的に誘導します。
親水交流エリア	早瀬・久々子海岸周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・身近に水に親しむとともに、人と人との新しい交流が生まれる空間として、誰もが集いやすい環境づくりを目指します。
	坂尻海岸周辺	
	竹波海岸周辺	

第3章 まちづくりの方針

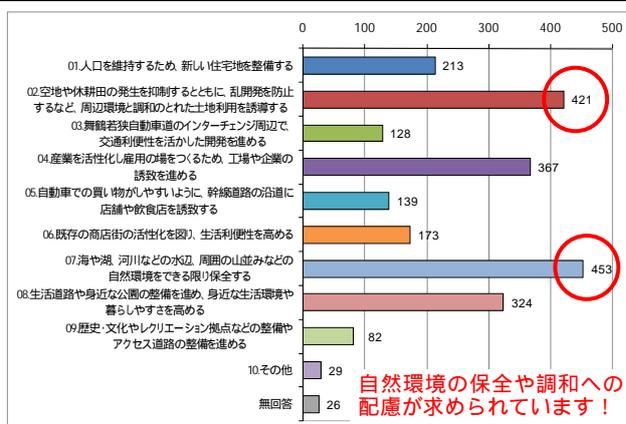
3-1 土地利用の方針

(1) 土地利用の基本的な方針

将来都市構造の実現に向けて、本町の土地利用に関する基本的な考え方として以下の3点を掲げ、計画的な土地利用を推進します。

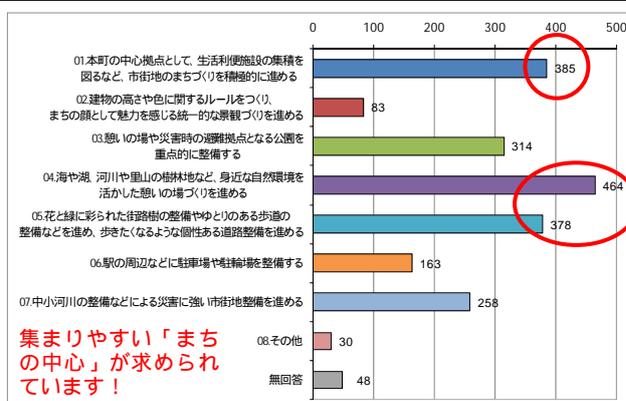
豊かな自然環境の保全を図り、周辺環境との調和を図る

本町を縁取る貴重な森林地域、若狭湾国定公園に指定される美しい海岸線などを計画的に保全するとともに、自然災害から人命や財産を守るため、これらの適切な維持管理を図ります。また、幹線道路沿道などにおける土地利用の転換に当たっては、周辺の豊かな自然環境との調和を前提とした計画的な土地利用誘導を図ります。



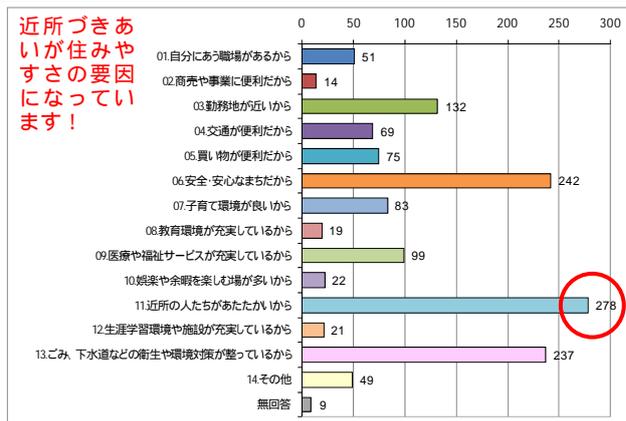
住民の意識・行動の拠り所となるまちの中心を形づくる

町役場からJR美浜駅一帯にかけては、時代の要請を受けたコンパクトで人が集まりやすい環境を整えるため、行政サービスや商業・業務、教育・福祉、文化活動などの機能集積を図るとともに、人々が歩き、集い、ふれあう環境づくりによって、魅力ある拠点形成を図ります。



地域への愛着を深め、きめ細かな土地利用の実現を図る

自分が生活する身近な地域に対する愛着や誇りを育むため、まちづくり活動への参加などによって土地利用に関する住民の意識を高めるとともに、地区計画制度など都市計画制度の積極的な活用により、地域の実情にあったきめ細かな土地利用の実現を図ります。



(2)土地利用の類型化と配置の方針

都市全体の土地利用

ゾーン・エリア名称		土地利用の方針、配置の方針
田園地域・漁村地域・森林地域	既存環境保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、宅地として利用されている既存の住宅地や農村集落、工場地などは、周辺の自然環境や土地利用との調和を基本としつつ、良好な居住環境や操業環境を保全することを基本とします。 ・農村集落では、歴史的に形成された閑静な集落環境を保全しつつ、生活道路や公園、排水施設などの生活環境施設を整備します。 ・海岸や湖岸沿岸の漁村集落では、機能的な漁業環境を確保しつつ、生活道路や公園、排水施設などの生活環境施設を整備します。
	田園環境保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・耳川河口部沿岸をはじめ優れた田園環境が残る一帯は、農業振興地域整備計画に基づき、農産物の供給地として優良農地の保全を図るとともに、農業生産基盤や農業近代化施設の整備を目指します。 ・また、これら一団の優良農地は、背後の山並みと一体となって良好な郷土景観を呈していることから、美浜町固有の地域景観として保全を図ります。
	森林環境保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・町域を縁取る森林地域は、水源涵養、災害防止、景観形成、木材供給、野生生物の生息、大気の浄化などの多面的な機能の維持・保全に努めます。 ・特に、森林地域が河川の源流や伏流水の涵養地となる視点からは、間伐等の適切な維持管理や保水力を高める樹種への転換など、総合的な森林整備を進めます。 ・市街地や集落地の周辺の里山環境は、緑豊かな森林や潤いのある河川などの自然環境を活かした身近な憩いの場として、適切な土地利用を誘導します。
	海岸環境保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・若狭湾沿岸や日向・久々子湖畔は、美浜町を特徴づける美しい沿岸環境、親水空間として保全を図るとともに、観光・交流の資源として積極的な活用と機能強化を図ります。

市街地の土地利用

ゾーン・エリア名称	土地利用の方針、配置の方針
専用居住ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 市街地縁辺部の住宅地は、生活基盤の改善や土地利用の専用化を進め、閑静な専用住宅地として、ゆとりある居住環境の保全・創出を図ります。 また、未利用地や今後増加が予想される空地をうまく取り込んだ生活基盤の改善を図り、緑豊かな美しい街並みを創出するなど、付加価値の高い住環境づくりを進めます。
複合居住ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路に近接する立地条件を活かし、生活利便施設の適切な立地誘導を図りつつ、利便性の高い都市型住宅としての居住環境の改善・保全を図ります。 高齢化や世帯分離等により未利用地が増加する傾向にあることから、これら未利用地の再宅地化の促進や公園・緑地等の配置、地域での共同駐車場としての利用などによる環境整備（低密度化）を推進し、より生活しやすい市街地への再編を図ります。
市街地地域 生活拠点ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> J R 美浜駅周辺～役場周辺一帯は、商業機能に加え、行政サービス、福祉や歴史・文化など多様な都市機能が集積し、魅力的な空間を形成する生活拠点ゾーンとして位置づけます。 役場周辺や駅周辺の市街地整備を進め、行政、交通、商業、情報、広場、防災等の都市サービス機能の集積を図るとともに、快適な歩行者空間の確保など、誰もが気軽に集える環境整備を進めます。 駅から庁舎まではシンボル景観軸として、シンボル道路の整備と沿道建築物の景観誘導を図ります。 <p style="text-align: center;">図 生活拠点の整備イメージ</p>

ゾーン・エリア名称		土地利用の方針、配置の方針
市街地地域	観光複合居住ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民宿等の観光宿泊施設が混在する住居系市街地として、来訪者をもてなすにぎわい空間の創出や景観整備等による、地区全体が一体となったイメージアップを図ります。 ・ 久々子湖沿岸は、美浜らしさの感じられる若狭湾観光交流の拠点として、周辺の風致に調和した開発を誘導しつつ、海洋性レクリエーション機能や宿泊機能、交流機能の集積・強化を図ります。 ・ 家屋が密集する地区においては、細街路の拡幅やポケットパークの整備など、今後増加が予想される空気をうまく取り込んだ生活基盤の改善を図り、防災性・居住環境の向上を図ります。 ・ 幹線道路沿道では、密集地からの移転利用、観光・交流機能の立地を促進するとともに、レインボーラインへと誘う導入路として、良好な景観整備を図ります。
	沿道サービスゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の工業施設や沿道サービス施設が混在する地区であり、幹線道路沿道に位置する交通利便性を活かし、沿道景観に配慮しつつ、自動車関連産業施設や商業施設の集積を図ります。
	既存産業育成ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存産業が集積する一帯は、周辺環境との調和に配慮しつつ、良好な操業環境の維持・育成を図ります。
	産業創出ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 松原産業団地は、一団の工業集積地として周辺環境との調和に配慮しながら、活力ある操業環境を創出します。 ・ このほか、今後の社会経済情勢に配慮しつつ、舞鶴若狭自動車道美浜インター周辺等の交通至便地区において、企業誘致や原子力・エネルギー関連産業をはじめ地域資源を活かした新しい産業の創出を検討していきます。
	産業研究ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福井県園芸試験場を中心に各種研究機関等の立地誘導を図るとともに、各々の施設内緑化を積極的に進め、緑に包まれた産業環境を創出します。
	活力創出エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活拠点に隣接するふるさと農道の沿道一帯は、各種都市サービスを享受しやすく、公共交通や歩行者・自転車交通の利便性も高い地域であることから、新しい活力を創出するエリアとして位置づけ、地域資源を活かした事務所や研究所系など、市街地として一体の土地利用を展開していくことが望ましい業種・業態の計画的な立地誘導を図ります。 ・ このように、人が集まる地域として計画的に展開していくことで、生活拠点形成との相乗効果も期待できるほか、市街地の無秩序な拡散を防止し、環境負荷の小さなコンパクトシティの実現にも寄与することができます。

(3)実現に向けた土地利用の整備・誘導方策

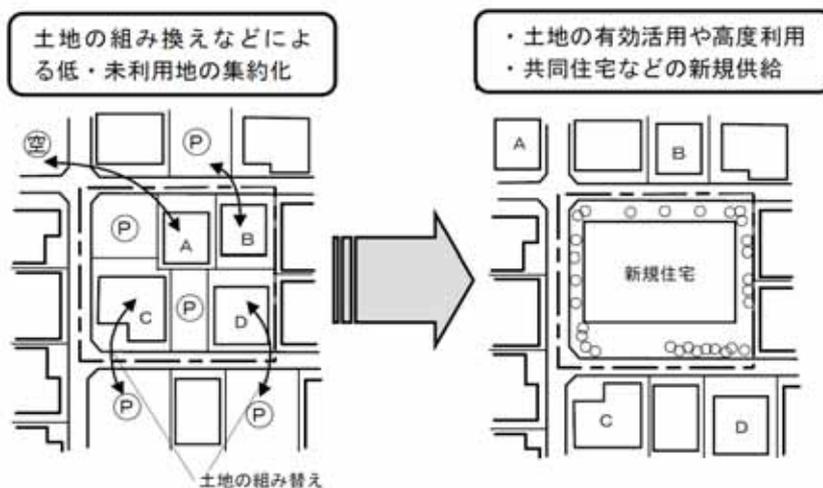
まちの将来像や土地利用の方針を計画的に実現していくため、都市計画制度をはじめとする土地利用の整序・誘導方策を計画的、適切に進めていきます。

地域の特性を活かした用途地域の見直し

- ・市街地東部では、既存の市街地（用途地域内）と連担する市街地が形成されているため、用途地域に編入し、一体の市街地として環境の維持・保全を図ります。
- ・役場周辺においては、J R美浜駅から一体となったまちの中心拠点を形成するため、用途地域に編入し、商業業務、観光交流、公共公益系の施設立地を誘導します。
- ・河原市の工業集積地は、既存産業の保護育成に向け工業系用途地域への変更を行うとともに、南側に連担する市街地と一体となった産業系土地利用の誘導を図ります。
- ・幹線道路沿道においては、その立地条件を活かした土地利用を適切に誘導するため、また、その他の市街地では、既に形成されている良好な居住環境の維持・保全を図るため、不適格建築物の発生状況を勘案しながら、目指す地域の将来像の実現に向けて用途地域の見直しを行い、良好な市街地環境の形成を図ります。

既成市街地の再編

- ・既存の市街地において発生する空き地は、土地の組み替え・整序による多様な都市機能の集積立地の誘導を図るほか、公園・緑地等のオープンスペースとしての活用を促進します。
- ・また、地域において共同駐車場として利用するなど、エリアマネジメントの手法を導入した利活用を検討します。



交通結節機能の強化

- ・J R美浜駅周辺においては、通勤・通学駅としてだけでなく、観光や交流ネットワークの拠点となるよう、駐車場や駐輪場の確保をはじめとする交通結節機能の強化を図ります。

住民が主役となった身近な生活環境の保全・改善に向けた取り組み

- ・住民の暮らしやすさを一層高めていくため、住民の身近な生活環境に対する主体的な意識や行動を育むとともに、都市計画提案制度や地区計画の申し出制度など、住民の取り組みを支える都市計画制度の活用促進に努めます。
- ・住民や地域の主体的な取り組みを基本としつつ、企業、まちづくり団体、行政など多様な主体が連携・協力し合いながら、生活環境の保全・改善を実践します。

市街地地域以外の土地利用誘導

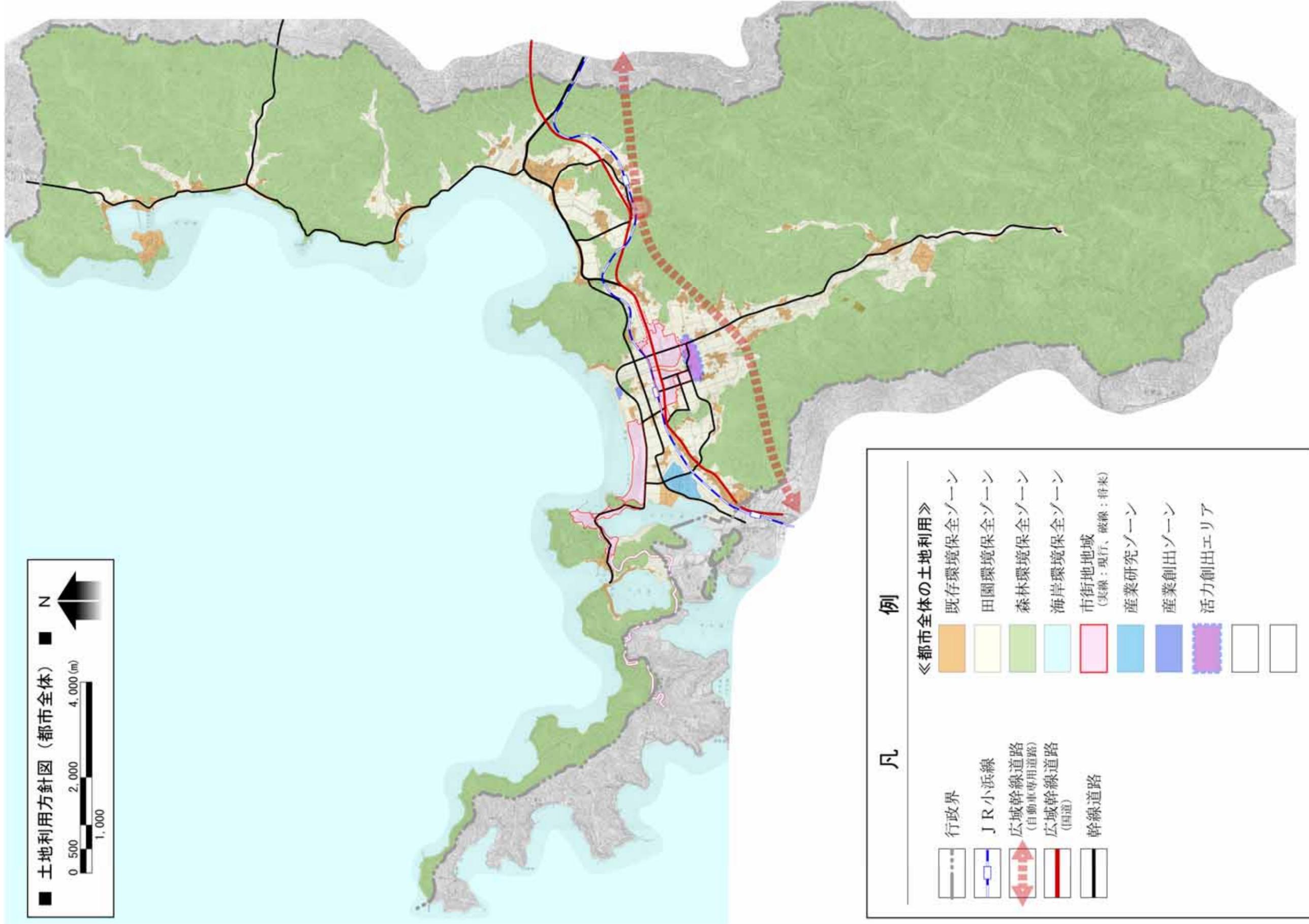
- ・都市計画区域のうち用途地域の指定のない白地地域については、必要に応じて特定用途制限地域の指定、開発行為の規制規模の引き下げ、最低敷地規模の規制により、居住環境や本町のイメージを損なう施設等の立地を規制します。
- ・また、白地地域や都市計画区域外の地域では、町外への人口流出の防止、U I J ターンの促進、農山漁村地域のコミュニティや活力維持、さらには自然豊かな環境での居住ニーズに積極的に対応するため、美しい風景や交通利便性など、地域の特性を活かした住環境の整備を進めるとともに、民間活力の導入を推進します。ただし、美浜町の美しい風景を永続的に守り育む観点から、地区計画制度や建築協定等の活用により、開発の場所や内容について適切な誘導を図ります。

国道 27 号の沿道土地利用の整序

- ・広域的な幹線道路の役割は、国道 27 号から舞鶴若狭自動車道へとシフトしていくことが想定されますが、沿道土地利用の状況などを踏まえると、今後とも国道 27 号は周辺都市との連携を支え、多様な都市活動を促す道路機能を担うことになります。
- ・このため、国道 27 号沿道では、街路整備に合わせて沿道土地利用の再編を図るなど、円滑な道路交通環境の確保と、安全・安心で快適に利用できる沿道土地利用を進めます。
- ・また、敷地周囲、特に道路に面してまとまりのある緑化を指導するなど、住民や企業と連携・協力しながら、緑豊かな沿道土地利用の実現を目指します。

歴史や文化を大切にした土地利用の推進

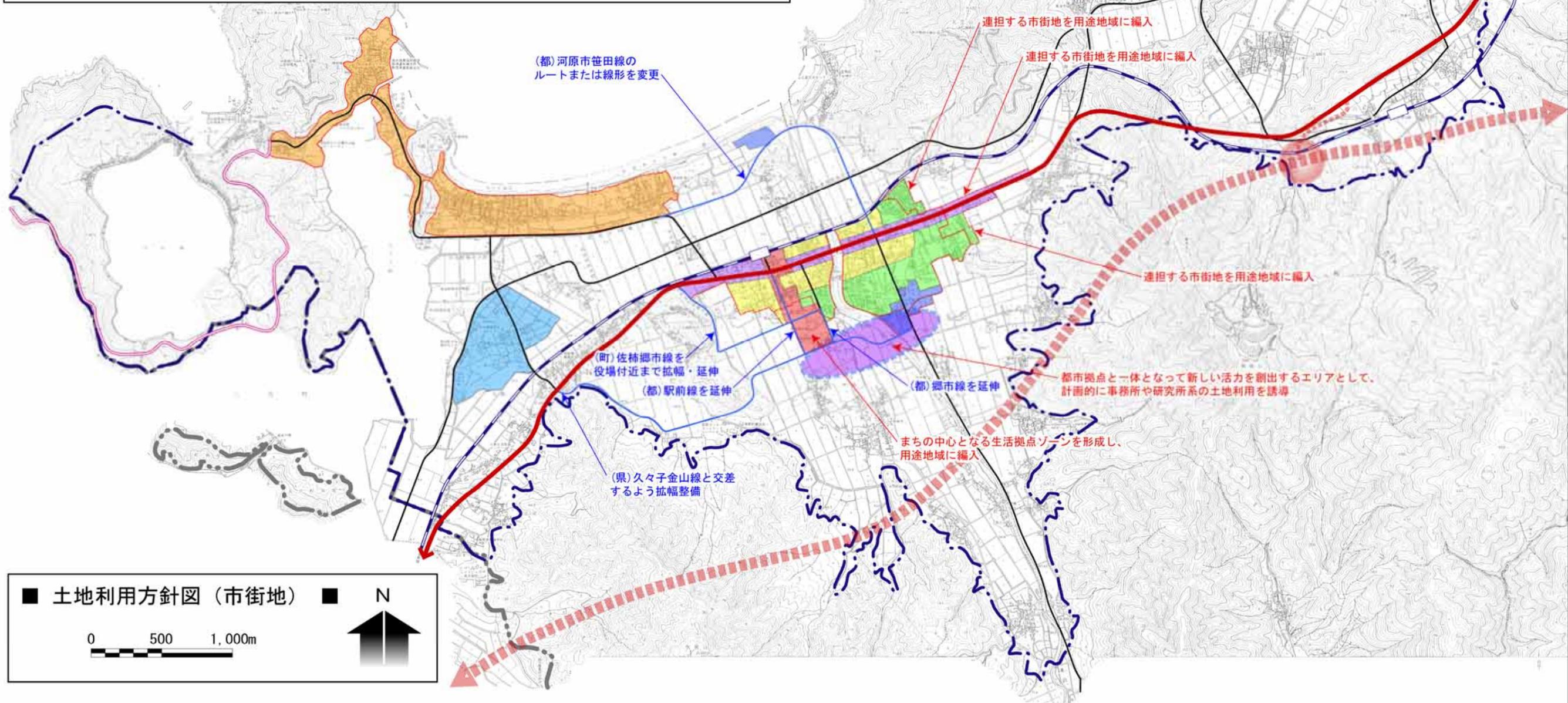
- ・佐柿や日向など、歴史のある特徴的な町並みが現存する地域では、これらと調和する土地利用の推進に努め、未来に継承すべき固有の資産として育てていきます。
- ・また、これらの文化的な景観だけでなく、幹線道路沿道や三方五湖周辺地域においては、景観法を活用して周辺の豊かな自然景観と調和する土地利用、建築活動を誘導するほか、景観の保全・整備に対する地域住民の意識の醸成に取り組みます。



凡	例
行政界	既存環境保全ゾーン
J R 小浜線	田園環境保全ゾーン
広域幹線道路 (自動車専用道路)	森林環境保全ゾーン
広域幹線道路 (国道)	海岸環境保全ゾーン
幹線道路	市街地地域 (実線：現行、破線：将来)
	産業研究ゾーン
	産業創出ゾーン
	活力創出エリア

《都市全体の土地利用》

凡 例					
	行政界		用途地域界 (実線：現行、破線：将来)		産業創出ゾーン
	都市計画区域		専用居住ゾーン		既存産業育成ゾーン
	鉄道・駅		複合居住ゾーン		産業研究ゾーン
	広域幹線道路		生活拠点ゾーン		活力創出エリア
	幹線道路		沿道サービスゾーン		
	幹線道路 (新規・変更路線)		観光複合居住ゾーン		



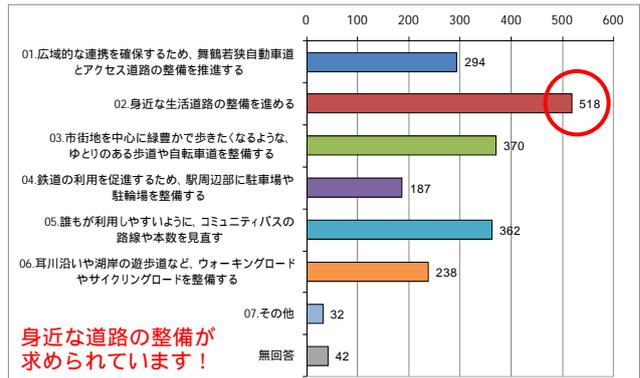
3-2 交通体系の整備方針

(1)交通体系整備の基本的な方針

本町の交通体系整備に関する基本的な考え方として以下の3点を掲げ、人々の移動や経済活動を支えていきます。

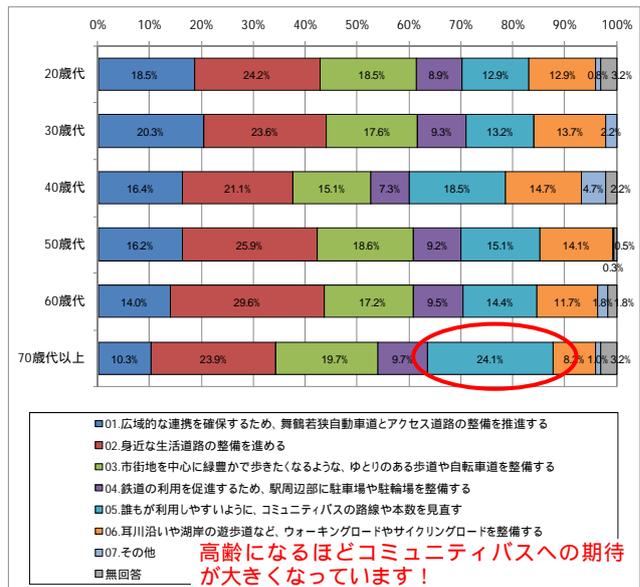
段階的な道路ネットワークの確立

本町の広域的な人や物の流れを促進する舞鶴若狭自動車道の着実な整備促進を図るとともに、広域的な移動から生活に密着した身近な移動までを支える道路整備、機能の見直しを計画的に進めます。



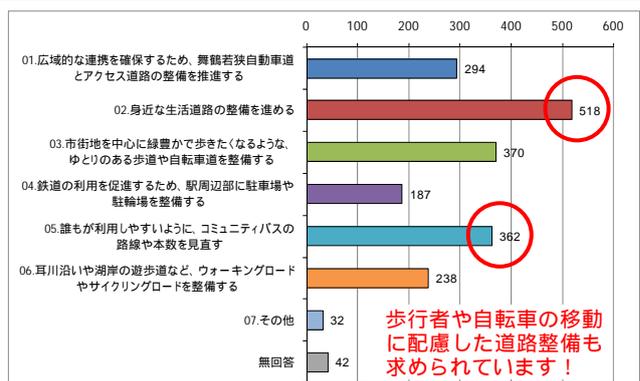
すべての世代にやさしい公共交通ネットワークの強化・充実

本格的な高齢社会の到来を見据え、誰もが移動しやすく暮らしやすいまちづくりの実現に向け、本町を東西に横断するJR小浜線を軸とした公共交通ネットワークの強化・充実を図ります。



安全で快適な歩行者・自転車ネットワークづくり

風光明媚な海岸線や耳川沿岸など、地域の資源を最大限に活かすとともに、住民の意識・行動の拠り所となるまちの中心に安全で快適にアクセスできるよう、歩行者・自転車ネットワークづくりを進め、人々の行動・外出意欲を喚起し、誇りや愛着の醸成、健康管理に寄与します。



(2)道路ネットワークの整備

道路ネットワーク形成の基本的考え方

本町の道路網は、国道27号美浜東バイパスが開通したほか、舞鶴若狭自動車道の整備が進められているなど、広域的な交通条件が整いつつあります。また、国道27号に並行して若狭梅街道も整備され、これらが広域交通の軸となり、早瀬、丹生、新庄方面への放射状の道路と一体となって町内外の日常的な交流・連携を支える骨格的な道路ネットワークが形成されています。

今後は、舞鶴若狭自動車道の整備進捗に伴い、国道27号をはじめとする交通の流れにも大きな変化が予想されることから、既存道路の交通量等の変化を見極めながらニーズに対応した効果的・効率的な道路ネットワークの形成を進めます。

また、住民アンケートの結果からも身近な道路整備に対する期待の大きさが伺えることから、住民の日常利便性を高めるため、幹線道路との役割分担を踏まえた補助幹線道路を計画的に整備し、安全・安心に利用できる道路ネットワークの形成を図ります。

なお、東日本大震災を契機に、重層的な道路ネットワークの確立と十分な道路幅員の確保がより強く求められていることから、道路の持つ防災上の機能にも配慮した道路整備を進めます。

広域交流を支える道路ネットワークの確立

本町においては、高規格幹線道路である舞鶴若狭自動車道及びインターチェンジの整備を促進するとともに、その流れを受け止める国道27号の整備を推進し、広域幹線道路ネットワークの確立を目指します。

各拠点間の連携を支える道路ネットワークの確立

舞鶴若狭自動車道からの交通を分散させるとともに、広域幹線道路を補完し、隣接する自治体との連携を支える幹線道路ネットワークの形成を促進します。

町内に分散立地する各拠点の魅力や活力を引き出し、連携による相乗効果を高めていくため、各拠点等を結ぶ町内道路ネットワークを確立します。

日常生活を支える身近な道路ネットワークの充実

住民の日常利便性を高めるため、補助幹線道路や身近な道路の計画的な整備・改善を推進することにより、安全・安心に利用できる快適な道路ネットワークの形成を図ります。

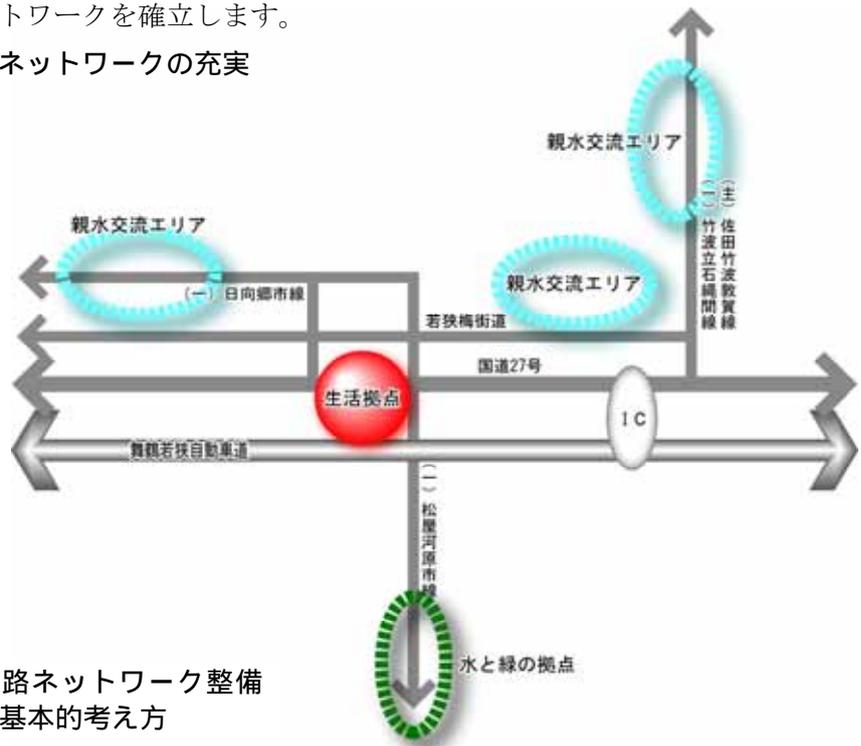


図 道路ネットワーク整備の基本的考え方

道路ネットワークの配置・整備方針

広域幹線道路

自動車専用道路や国道等により、国土レベルの広域的な交流を支える広域幹線道路網の形成を促進します。

①舞鶴若狭自動車道（(都) 若狭縦貫自動車道）

⇒国道 27 号との接続も含め早期完成を目指し、関係機関に整備推進を働きかけます。

②国道 27 号（(都) 国道 27 号線）

⇒佐柿以西の未改良区間の計画的な整備推進を図ります。また、美浜東バイパス区間については、舞鶴若狭自動車道の整備に合わせた 4 車線化の整備促進を図ります。

幹線道路

広域幹線道路を補完するとともに、隣接する自治体との連携、及び町内の地区間、分散立地する主要な施設間の連携を支える幹線道路網の形成を目指します。

それぞれの特性に応じた沿道土地利用の誘導、安全・安心に利用できる緑豊かな歩行空間の確保などにより、快適な道路環境の実現を目指します。

③国道 27 号（佐田～佐柿の現道区間）

④若狭梅街道

⑤（一）敦賀美浜線

⇒国道 27 号を補完するとともに、佐田・坂尻海岸や久々子湖方面にアクセスする幹線道路として、周辺の良い眺望景観の確保に配慮しつつ、計画的な維持・改修を図ります。

⑥（主）佐田竹波敦賀線

⑦（一）竹波立石縄間線

⇒山東地域における生活の軸として、また、水晶浜をはじめとする海水浴場、さらには美浜原子力発電所へのアクセス軸として、若狭湾への良好な眺望を確保しつつ、狭あい部分の拡幅や集落内での歩車分離など、安全で快適な道路空間の確保を図ります。

⑧（一）松屋河原市線（一部（都）河原市中寺線）

⇒生活拠点と新庄方面を連絡する幹線道路として、整備促進を図ります。特に、（都）河原市中寺線の区間は、沿道の小中学校に児童・生徒が安全に通学できるよう、計画的な拡幅整備に取り組みます。

⑨（一）日向郷市線（一部（都）河原市笹田線）

⇒郷市・河原市・南市市街地と早瀬・久々子・松原市街地、レインボーラインを連絡する軸として、計画的な整備を推進します。特に、J R 美浜線との交差点から国道 27 号との交差点にかけては、拡幅整備や交差点改良により、円滑な通行を確保します。また、（都）河原市笹田線の久々子以西の区間については、整備の実現性や整備効果等からの検証を行い、必要に応じて適切な見直しを図ります。

⑩（都）河原市笹田線（(一) 日向郷市線までの区間）

⇒郷市・河原市・南市市街地と早瀬・久々子・松原市街地の直接的な連携を深める軸として、ルートや線形の見直しを行いながら、計画的な整備を図ります。

⑪ (一) 久々子金山線 ⇒国道 27 号と早瀬・久々子・松原市街地や福井県園芸試験場や美浜町総合運動公園を連絡する軸として、計画的な維持・改修を図ります。
⑫ (一) 東美浜停車場線 ⇒国道 27 号（佐田～佐柿の現道区間）と J R 東美浜駅の連絡を確保しつつ、沿道に連担する集落市街地の幹線道路として、安全で快適な道路空間の確保を図ります。
⑬ (都) 郷市線（ふるさと農道までの延伸を含む） ⇒国道 27 号と生活拠点を連絡する東側の幹線道路として、未整備区間の整備促進を図るとともに、ふるさと農道まで延伸整備を図り、市街地付近の効率的な幹線道路ネットワークを形成します。
⑭ (都) 駅前線（ふるさと農道までの延伸を含む） ⇒美浜町の生活拠点として、J R 美浜駅から役場庁舎付近までの一体性を高めるため、ふるさと農道まで延伸してシンボルロードとしての整備を推進するとともに、シンボルロードにふさわしい風格のある沿道景観を創出します。
⑮ふるさと農道 ⇒道路西端で国道 27 号への接続を図り、市街地周辺の効率的な道路ネットワークを形成します。
⑯ (町) 佐柿郷市線 ⇒郷市・河原市・南市市街地と早瀬・久々子・松原市街地の連絡性を高めるとともに、早瀬・久々子・松原市街地から生活拠点までのダイレクトなアクセスを確保するため、(町) 佐柿郷市線を(都) 郷市線まで拡幅・延伸するルートで整備を進めます。
⑰ (町) 坂尻太田線 ⇒国道 27 号（佐田～佐柿の現道区間）から舞鶴若狭自動車道美浜インターまでダイレクトにアクセスする軸として、計画的な維持・改修を図ります。

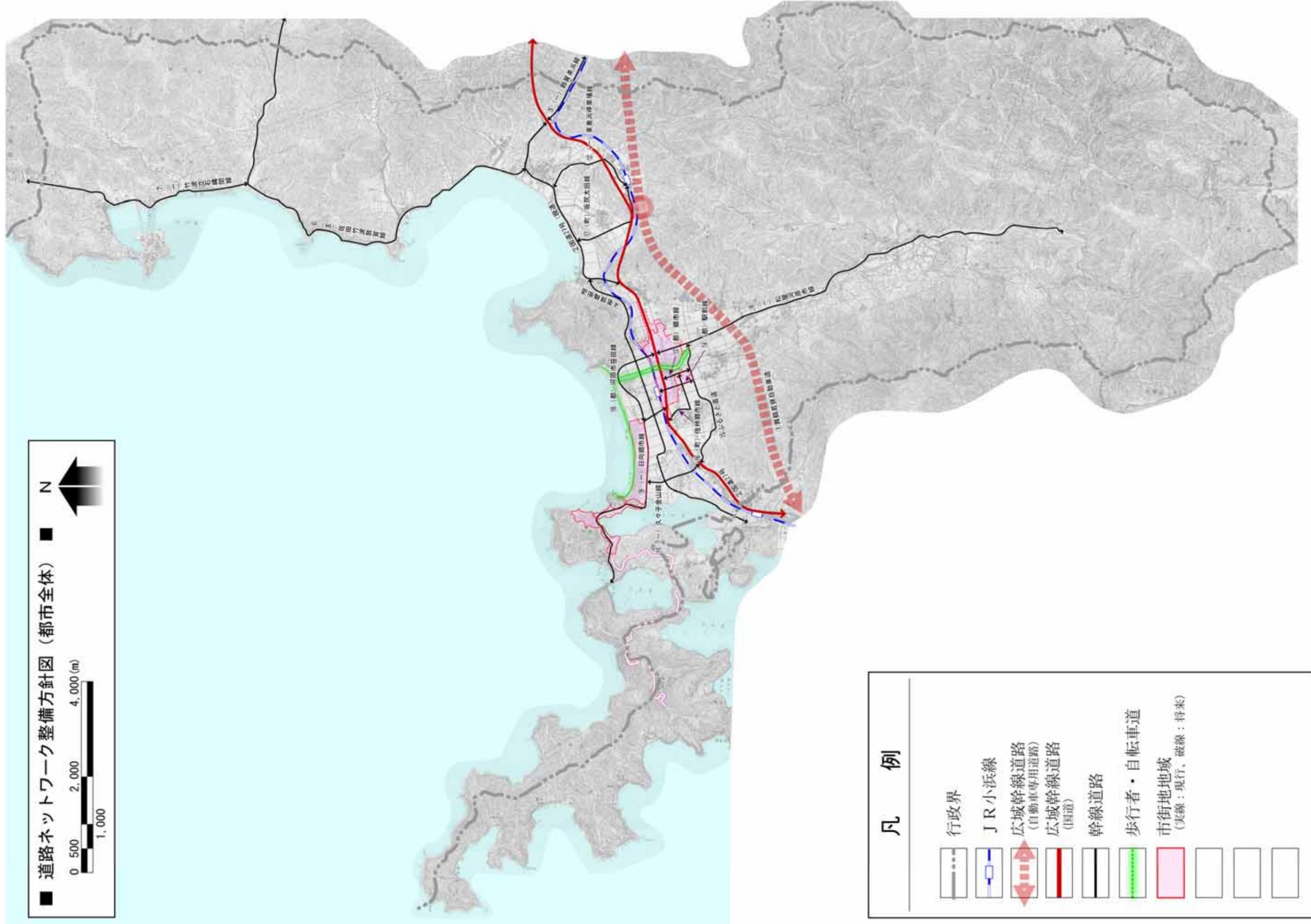
補助幹線道路・生活道路

住民の日常利便性を高めるため、市街地内及びその周辺部を中心に、幹線道路を補完する補助幹線道路として既存道路の拡充・改善や新たな道路整備を計画的に推進することにより、安全・安心に利用できる快適な道路ネットワークの形成を図ります。

地域住民の生活利便を高める道路、生活に不可欠となる身近な道路の整備については、整備の必要性とその効果などを精査した上で、周辺環境との調和を図りながら計画的に整備推進に取り組みます。

長期未着手都市計画道路への対応

長期にわたって未着手となっている都市計画道路については、決定当初からの社会情勢の変化も踏まえ、現在における整備の必要性や費用対効果、代替路線の有無、土地利用の状況、財政状況、整備優先度などを総合的に勘案しつつ、見直しを行います。

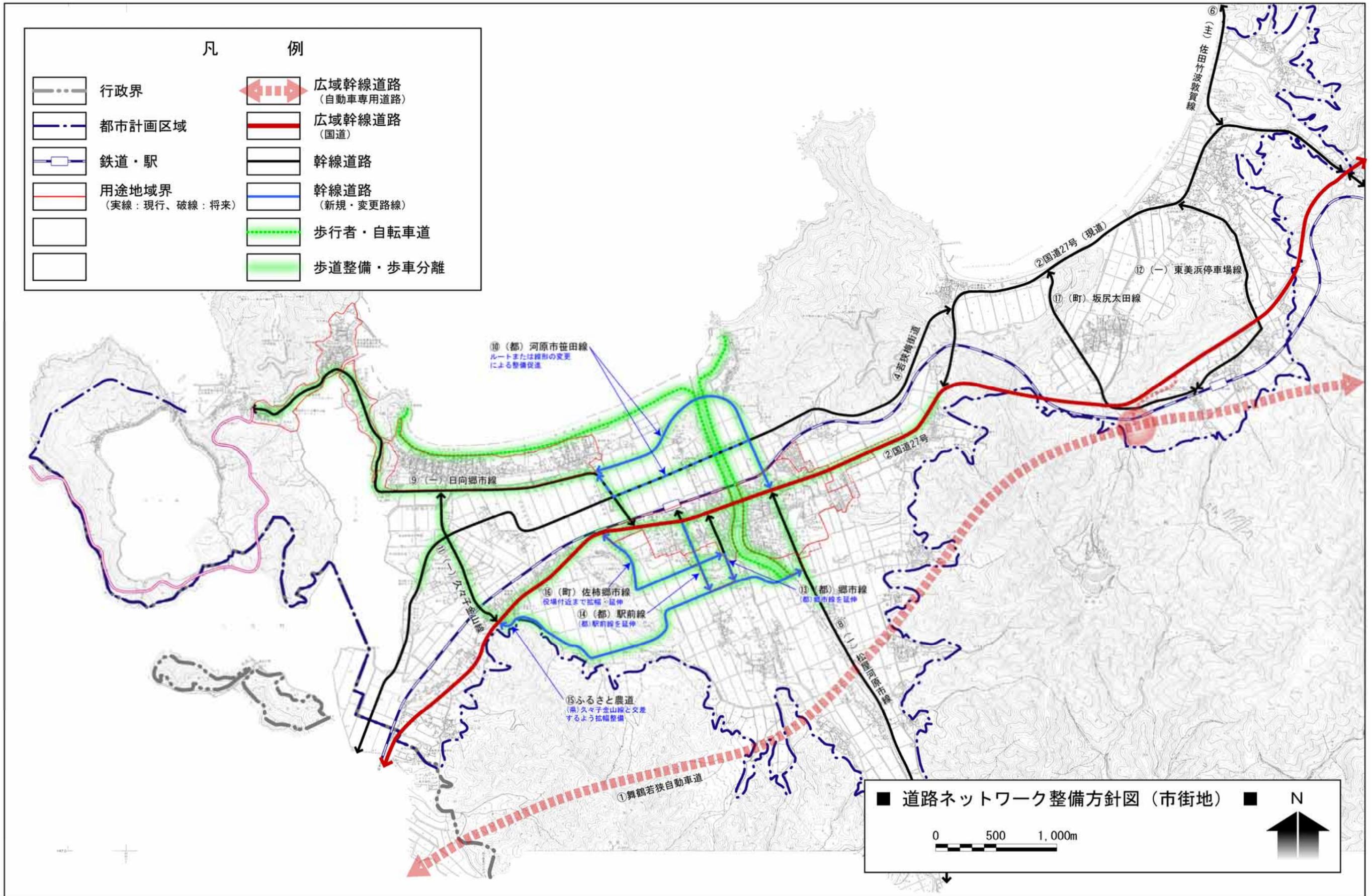


■ 道路ネットワーク整備方針図 (都市全体) ■

0 500 1,000 2,000 4,000 (m)

N

凡 例	
	行政界
	JR 小浜線
	広域幹線道路 (自動車専用道路)
	広域幹線道路 (国道)
	幹線道路
	歩行者・自転車道
	市街地地域 (実線：現行、破線：将来)



(3) 公共交通の強化・充実

J R 美浜駅の利便性の向上

J R 小浜線は、今後の本格的な高齢社会においては、住民の広域的な移動を支える貴重な交通手段であるとともに、近畿圏・中部圏をはじめとする広域的な観光・交流の集客装置です。

このため、駐車場や駐輪場の整備、観光案内機能の強化など、J R 美浜駅の拠点性、利便性の向上を重点的に進め、生活拠点の玄関口としての機能やアクセス性を高めるとともに、鉄道利用の促進を図ります。

J R 東美浜駅については、利用者のほとんどが定期利用者であることから、快適に利用できる環境整備を図ります。

コミュニティバスの利便性の向上

コミュニティバスは、現在、3路線が運行されており、いずれもJ R 美浜駅やレイクヒルズ美方病院へのアクセスが確保されています。

今後は、道路整備計画や整備の進捗状況、財政状況を勘案しつつ、利用者の声を十分に取り入れた、誰もが利用しやすいコミュニティバスのサービス水準の維持・向上に取り組みます。

また、夏季の観光シーズンには、各海水浴場に向かうコミュニティバスの本数の見直しや臨時バスの運行などにより、J R 利用による来訪者への移動サービスの向上を図ります。

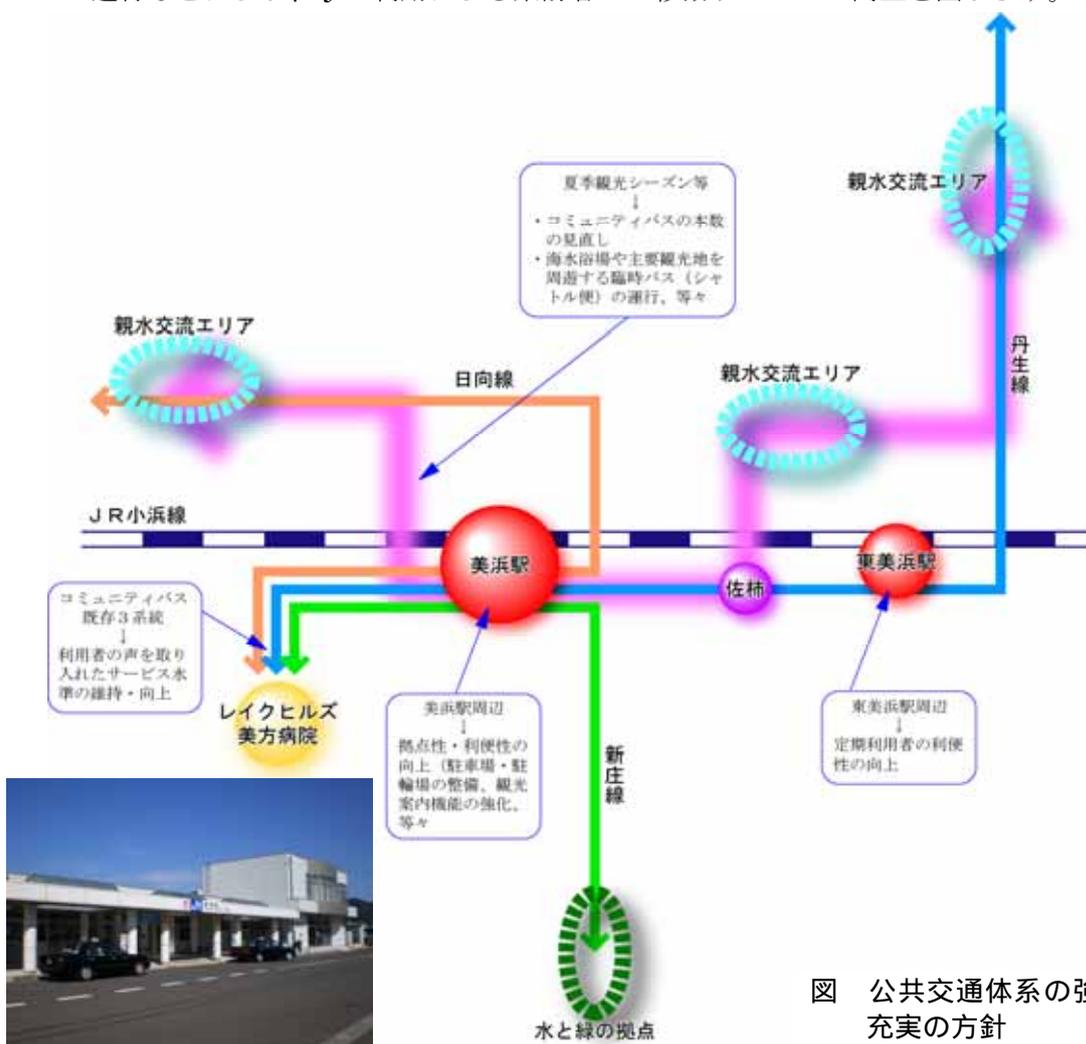


図 公共交通体系の強化・充実の方針

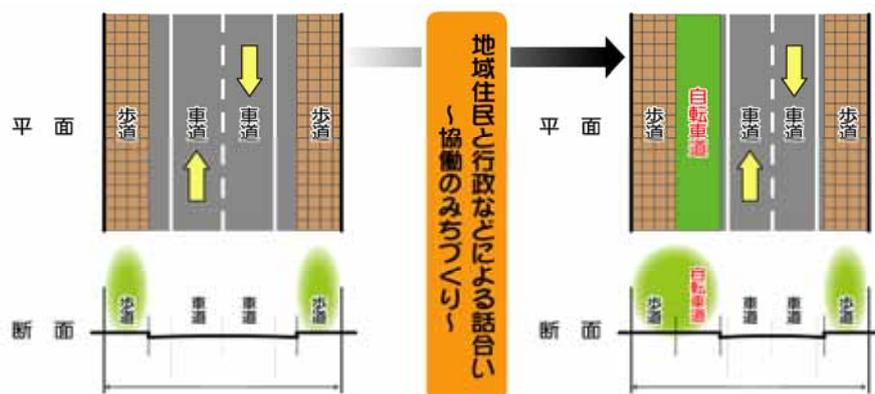
(4) 歩行者・自転車のネットワークづくり

将来の地球環境に過度な付加を与えない環境にやさしいまちづくり、住民の日常生活の快適性や安全性の確保、生活環境や住民の健康づくりへの効果の観点から、歩道や歩行者専用道路、歩行者優先道路などにより歩行者・自転車ネットワークづくりを進めます。

身近な歩行者・自転車空間は、段差や電柱などの障害のないゆとりある空間の確保、視覚障害者誘導ブロックの設置、道路空間の見直しによる空間の確保などにより、誰もが安心して利用できるやさしい道づくりを進めます。

特に、生活拠点やその周辺部では、多くの人々が気軽に集うことのできる歩行者・自転車空間を確保するとともに、生活拠点内や周辺に立地する施設、店舗と一体となって、賑わいのある空間を演出します。また、コミュニティバスのサービス水準の維持・向上とあわせて、先導的な空間整備を進めることにより、店舗や事務所等の立地誘導にも寄与していきます。

若狭湾沿岸や久々子・日向湖畔、耳川沿岸では、ところどころに休憩・ビューポイントを備えた、豊かな自然環境に親しむ歩行者・自転車道の整備を図ります。



道路空間見直しのイメージ（例）

(5) 地域特性を踏まえた道路空間づくり

佐柿の旧街道の町並みは、地域への誇りや愛着を育むまちづくり資源として、住民の意識を醸成しながら、沿道の住民、企業、行政が連携した道路空間の整備、維持管理に取り組みます。

住民が日常的に利用する身近な道路は、住民の主体的な緑化活動や景観づくりを行うなど、地域の特性を活かした個性ある魅力的な空間としての活用を促します。また、市街地や集落地域の狭あい道路は、通風や採光などの居住空間の確保、交通上の安全性の確保、緊急時・災害時における緊急車両の円滑な通行、火災時の延焼防止や地震時の倒壊防止などに配慮し、道路沿いの建物の建替え時に、セットバック（敷地境界からの後退）により拡幅に必要な用地を生み出すなど、官民の協働で生活環境を高めていきます。

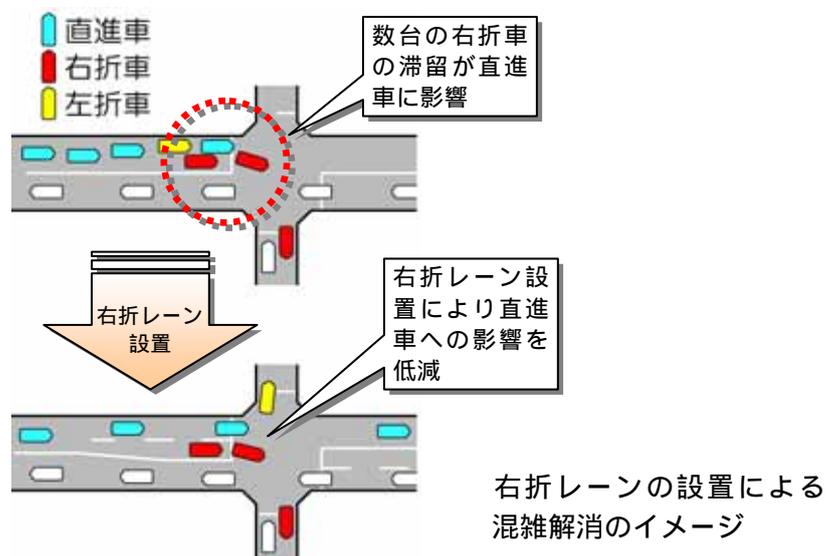
新しい道路の整備に当っては、道路整備の計画・構想段階から住民意向の把握に努め、住民との協力体制による事業の円滑化・工期の短縮に取り組みます。また、既存の道路においても、交通混雑の解消や安全確保に向け、交差点における右折レーンの設置、集落内の通過交通の規制など、住民意向を踏まえつつ、実情に応じた効果的な施策展開による課題の早期解消に取り組みます。このほか、歩道の除雪や遊歩道の除草など、利用主体が地域住民となる身近な道路空間の管理について、住民の参画を促進します。



大切に保存・継承されている佐柿の町並み



地域による主体的な緑化活動（（一）日向郷市線）



3-3 公園緑地の整備方針

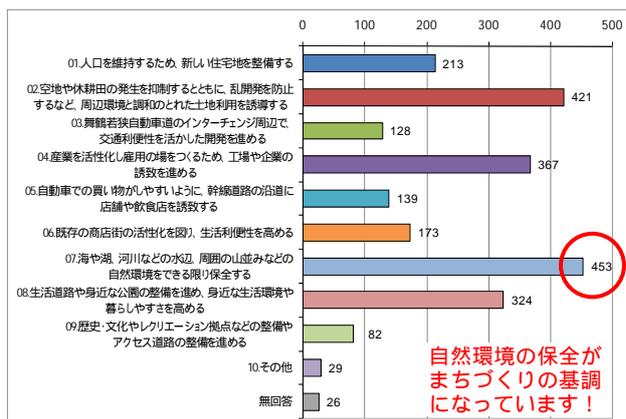
(1) 公園緑地整備の基本方針

本町の公園緑地の整備に関する基本的な考え方として以下の3点を掲げ、利用しやすい公園の整備や既存施設の改善を推進します。

若狭湾の青との鮮やかなコントラストをなす骨格的な緑の保全

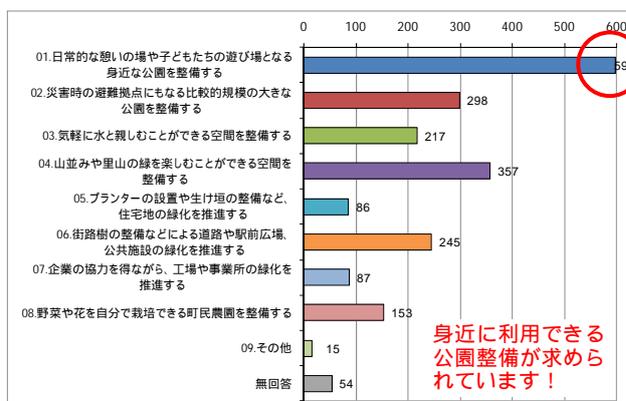
若狭湾国定公園に指定される美しい海岸線は、町を縁取る森林地域の緑とのコントラストによって輝きを増しています。

今後とも、四季折々の緑の適正な管理と保全に取り組みます。



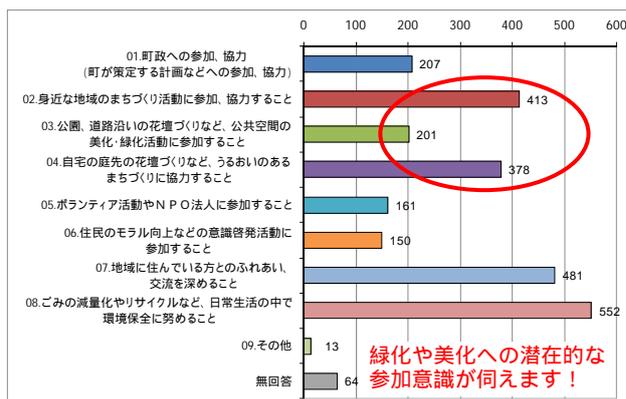
身近な公園緑地の適正な配置とネットワークの形成

ゆとりと潤いのある生活空間を確保する上で、身近な公園は子供たちが安心して遊べる空間、周辺の住民が気軽に集い憩える空間、災害時の避難空間として重要な役割を果たします。このため、不足している地域では新たに配置し、利用しにくい等の問題のある地域では利用しやすい公園への再編を進めます。また、これらを拠点として、耳川や海岸線を活かした遊歩道や歩道等の整備により、水と緑のネットワークづくりを進めます。



地域への誇りや愛着を育む緑化活動の展開

住民や企業の積極的な参画を得て、民有地における緑化の促進を図ります。また、身近な公園や緑地、さらには巨樹や鎮守の森といった地域に点在する良好な緑の維持管理活動を通じて、良好な景観の形成、地域コミュニティの活性化を図ります。



(2)公園緑地の配置方針

公園緑地の整備水準

本町には、都市公園としては街区公園が2ヶ所整備されているのみで、都市計画区域人口の一人当たり面積は0.15㎡/人となっています。しかし、美浜町総合運動公園のほか、ゆうあい広場、ふれあい広場、西郷健康広場などの近隣公園レベルの公園、さらには小公園やゲートボール場が各地区に多数点在しています。これらを合計すると、面積は約26haにのぼり、都市計画区域人口一人当たりでは26.52㎡/人、用途地域内人口一人当たり6.14㎡/人となります。

都市公園法施行令では、標準面積を都市計画区域で10㎡/人、用途地域で5㎡/人としており、本町はいずれも上回る水準となっています。

表 都市公園等の整備水準

年次 公園等種別	基準年(平成22年度末)						
	用途地域			都市計画区域			
	整備量		㎡/人	整備量		㎡/人	
	箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)		
住区基幹公園	街区公園	1	0.08	0.19	2	0.15	0.15
	近隣公園			-			-
	地区公園			-			-
	都市基幹公園	-	-	-	1	11.26	11.59
	総合公園			-	1	11.26	11.59
	運動公園			-			-
(基幹公園計)	1	0.08	0.19	3	11.41	11.74	
特殊公園	風致公園	-	-	-	-	-	-
	歴史公園			-			-
	墓園			-			-
	広域公園			-			-
(公園計)	1	0.08	0.19	3	11.41	11.74	
緑地	河川緑地	-	-	-	-	-	-
	都市緑地			-			-
	道			-			-
	(都市公園計)	1	0.08	0.19	3	11.41	11.74
帰属公園	広場	10	2.44	5.95	34	14.36	14.78
	公共公益施設			-			-
	歩行者専用道路			-			-
	(公共施設緑地計)	10	2.44	5.95	34	14.36	14.78
(都市公園等合計)	11	2.52	6.14	37	25.77	26.52	

※都市公園2ヶ所以外の公園は、図上計測による

美浜町総合運動公園は「運動公園」に分類したが、その他の公園はすべて「広場」として計上



南市公園(街区公園)



栄公園(街区公園)



総合運動公園(運動公園)

都市公園の配置方針

都市計画区域、用途地域の一人当たりの整備水準は標準面積を上回っていますが、用途地域内には公園利用空白地が見られるなど、身近な憩いの場が不足する地域もみられることから、適正な配置・規模での公園緑地整備に努めます。

公園等の種別		整備目標及び配置の方針
住区基幹公園	街区公園 近隣公園 地区公園	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域内の公園利用空白地では、身近な憩いの場となる新たな街区公園（1ヶ所当り0.25haを標準）の配置を検討します。 和田自然公園やゆうあい広場、西郷健康広場、美浜町ふれあい公園など、比較的大きな公園については、地区公園や近隣公園として位置づけ、遊具や施設の拡充を図ります。 点在する小規模な公園やゲートボール場については、地域住民の意見を踏まえつつ、規模や遊具の拡充等、より身近に利用できる公園としての再整備・再編を進めていきます。 これら地域住民が身近に利用する公園については、地域住民が主体となった維持管理を推進し、地域に愛される公園として育てていきます。
都市基幹公園	総合公園 運動公園	<ul style="list-style-type: none"> 美浜町総合運動公園を運動公園として位置づけ、住民のスポーツ需要に応じた機能の拡充に取り組みます。 総合公園や運動公園は、必ずしも町単独で確保する必要はなく、既に運動公園が整備されていますので、新たな総合公園の配置は行いません。
	特殊公園	<ul style="list-style-type: none"> 国吉城址一帯を歴史公園として位置づけ、若狭国吉城歴史資料館と一体となった周辺環境整備を推進します（国吉城址史跡公園の整備）。
	緑地	<ul style="list-style-type: none"> 本町には都市公園に該当する緑地として計画・整備されているものはありませんが、耳川の河口付近（主に市街地部）には緑地として活用できる空間があります。この空間を活かして、健康づくりや水に親しむ憩いの空間としての環境整備を検討していきます。



若狭国吉城歴史資料館と一体となった周辺環境整備



耳川河川敷を活用した親水空間等の整備

公共施設緑地の配置方針

都市公園の整備が困難な地域や都市計画区域外で身近な憩いの場が不足している地域においては、都市公園の機能を補完する広場や運動場などを適切に配置します。

役場庁舎や学校教育施設等の公共公益施設、国道 27 号をはじめとする幹線道路では、敷地内の緑化の促進、街路樹の植樹など、積極的な緑化を推進し、公共施設緑地として適切に維持管理していきます。

民間施設緑地の配置方針

町内に点在する神社や寺院は、地域のシンボルとなる巨木・巨樹を有していたり、鎮守の森として地域住民に親しまれている空間です。今後も、地域住民の憩いの場として、地域住民の主体性を基本としつつ、適切な維持管理や環境整備、まちづくり活動への活用などの検討を促し、身近な生活環境における貴重な緑として適切な維持管理の実現を図ります。

地域制緑地の配置方針

緑地の種別	指定目標及び配置の方針
風致地区	・土井山や洪水山など市街地に近接する里山のうち、市街地の背景として、また市街地と一体となって良好な風致を維持する必要がある緑地については、風致地区の指定を検討します。
その他の法律によるもの	・若狭湾国定公園や農業振興地域農用地区域、河川区域、保安林区域、地域森林計画対象民有林、名勝については、それぞれの計画等に基づき、関係機関と調整しながら適切に保全していきます。
緑地協定	・既存の住宅地などにおいて、地域住民の主体的な緑化活動によって生み出された緑化空間については、地域が一体となった維持管理や活動の普及を目指し、緑地協定の締結を促します。
条例等によるもの	・敷地周囲の積極的・シンボリックな緑化や周辺環境の美化活動などに取り組む企業等の活動を促すため、本町で操業する工場や企業との間で協定を締結するなど、企業と地域、行政が連携した新たな都市緑化に向けた取り組みを進めます。



地域・団体で管理している花壇



企業による緑化の取り組み

3-4 景観づくりの方針

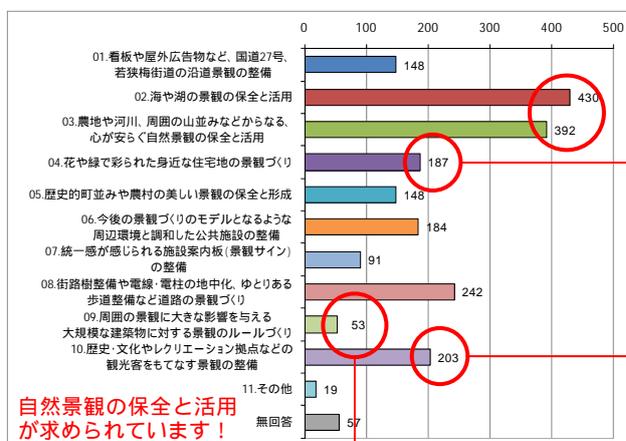
(1)景観づくりの基本方針

平成 22 年 2～3 月に行われた「景観に関する町民アンケート」の結果からは、レインボーライン梅丈岳山頂自然公園や水晶浜海水浴場、日本海の眺め（主に夕日）など、豊かな自然環境への高い評価と、これらの景観を守り育てる必要性についての関心の高さが伺えます。

本町が有する優れた景観資源の価値を共有し、未来へと良好に受け継いでいくため、以下の 3 点を基本方針に掲げ、体系的に景観づくりに取り組んでいきます。

美浜の「美」を守り育てる

本町には、名勝三方五湖や美しい海岸線、これらとのコントラストをなす深緑の山々など、優れた景観資源があります。また、四季折々の、さらには夕日など時間で変化する景観、そして、それを楽しむことのできる視点場があることも本町の特徴といえます。このような景観特性を踏まえ、住民が誇りを持つて、また、来訪者をもてなす景観づくりの根幹として、美浜の「美」を磨き、守り育てていきます。



自然景観の保全と活用
が求められています！

景観法をはじめとする制度を積極的に活用する

国民の景観に対する関心の高まり、観光立国や地方分権の流れによって景観法が施行されました。アンケートの結果では、ルールづくりに対する意識はさほど高くはありませんが、本町は県内を代表する風光明媚な観光地でもあることから、景観法を活用した景観づくりの積極的な対応が求められます。

意識を育み、協働で育てる景観づくりを進める

身近な生活空間での景観づくり、人をもてなす景観づくりを進めるには、地域住民の景観づくりに対する意識の高まりと主体的な実践が不可欠です。身近なところでの景観づくり、生活に密着した景観づくりに協働で取り組み、住民主役の景観づくりを着実に進めていきます。

(2) 景観特性毎の景観づくりの方針

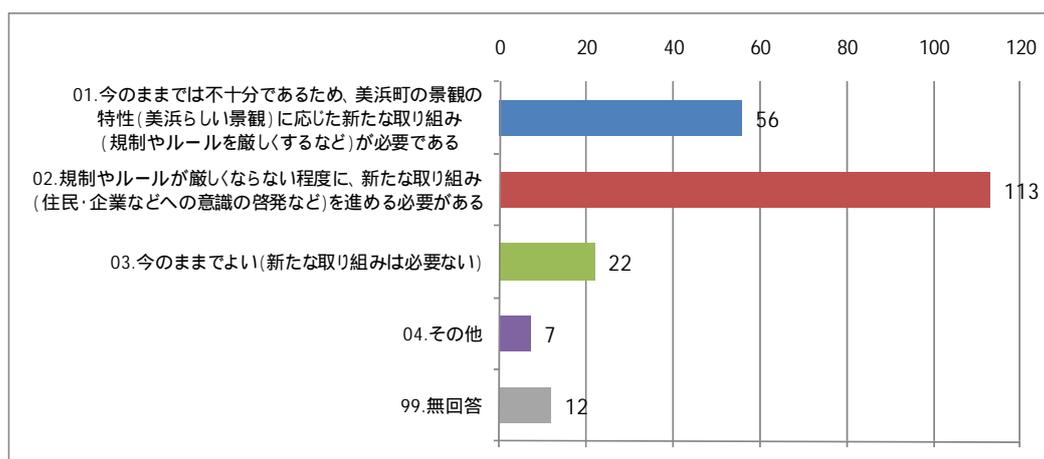
<p>山の景</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町を縁取る山々は、まちの景、里の景の背景として、また、若狭湾の青とコントラストをなす緑として、適切な保全と管理に取り組みます。特に、森林地域が河川の源流や伏流水の涵養地となる視点からは、間伐等の適切な維持管理や保水力を高める樹種への転換など、総合的な森林整備を進めます。 ・赤坂山や大谷山、市街地に近接する御岳山、天王山、岳山等などは、美浜の「美」を眺める視点場としても認識されており、遊歩道の整備など、気軽に利用できる環境整備を進めます。 ・市街地や集落に近接する里山は、地域住民の身近な緑の景観として保全するとともに、憩いやレクリエーションの場として有効活用を図ります。 	
<p>里の景</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・耳川沿岸を中心に広がる優良な一団の農地は、無秩序な土地利用の進展を抑制し、田園景観を積極的に保全します。 ・田園景観や背後の森林景観と一体となって地域固有の景観を形成している集落地域は、地域に根付く建築様式を保存しつつ、ふるさとの情景としての景観づくりを進めます。 ・田園地域や集落地域を流れる農業用水路は、美しい田園景観を構成するだけでなく、生物の多様性を育む貴重な空間でもあることから、1年を通して潤いのある空間として適切に維持・管理を図ります。 	
<p>浜の景</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・若狭湾国定公園に指定される美しい海岸線、名勝指定の三方五湖の景観は、美浜の「美」を代表する景観として、良好に保全します。 ・各地の海水浴場の多くは、視点对象、視点場としても認識されていることから、漂着ゴミの除去など、地域住民と一体となった景観の維持・向上の活動に取り組みます。 	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">まちの景</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ J R 美浜駅～役場庁舎一帯は、本町の生活拠点にふさわしい風格ある景観形成に向けて、景観に配慮した質の高い都市基盤整備、建築物の形態・意匠のなどのルールづくりを進め、活力やにぎわいの中に安らぎが感じられる景観づくりを先導的に進めます。 ・ 住宅市街地においては、敷地内緑化の推進や建築物の形態・意匠のルールづくりなど、身近な景観づくりへの意識や行動を育み、住みたい、住み続けたいと実感できる景観づくりを進めます。 	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">景観の軸</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 27 号をはじめ、町内での移動の軸となる幹線道路沿道は、若狭湾を眺める視点場としても重要な役割を果たすことから、周辺環境との調和に配慮した統一感のある沿道景観づくりを進めます。また、屋外広告物についても、サイズや色調、個数などに一定のルールを設けるなど、若狭湾への眺望を阻害する要因を極力排除し、来訪者にも心地のよい景観づくりに取り組みます。 ・ 耳川は、沿岸での遊歩道の整備や親水空間の整備、河川敷の有効活用などにより、住民に潤いと安らぎを与える河川景観づくりを進めます。また、1 年を通して美しい水、一定の水量が流れるよう、災害防止対策と連携を図り、適切な維持・管理を図ります。 	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">歴史資源</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国吉城址及び佐柿の歴史的町並み一帯は、往時を偲ぶ貴重な資産でもあるため、まちづくり団体などの多様な主体との連携を図りながら、景観の維持・保全を図ります。 ・ 日向湖畔の漁村集落には、湖側に舟小屋を持ち反対の山側に住居を構えるといった旧来の漁業様式の面影が残っているため、産業資源としても貴重な集落形態の保全と修復に取り組みます。 	

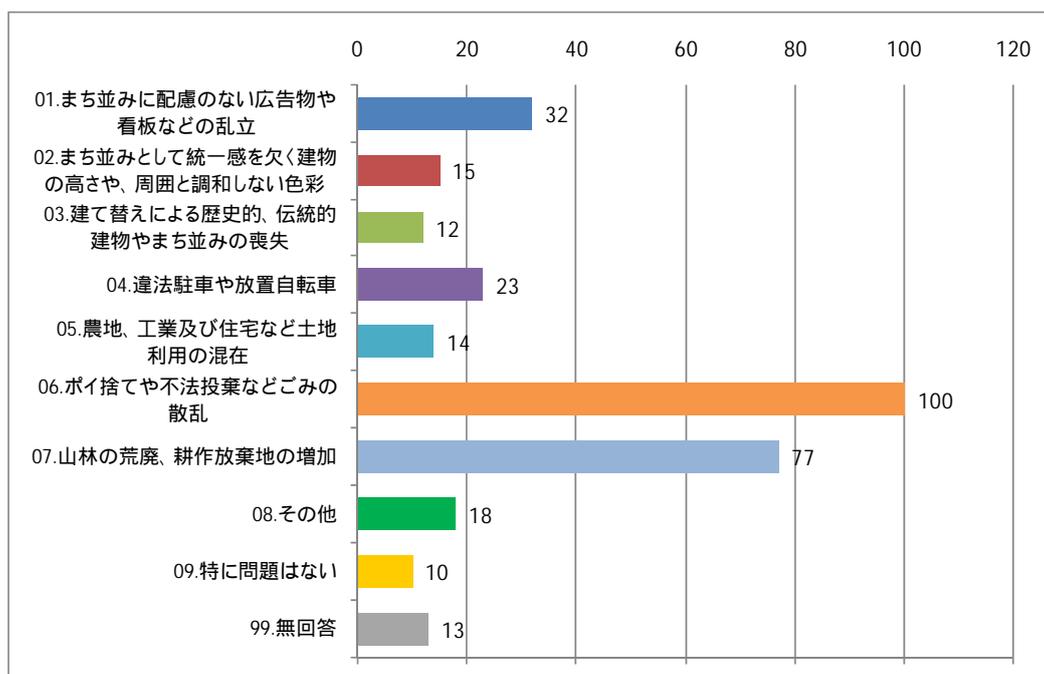
(3) 景観づくりの具体的進め方

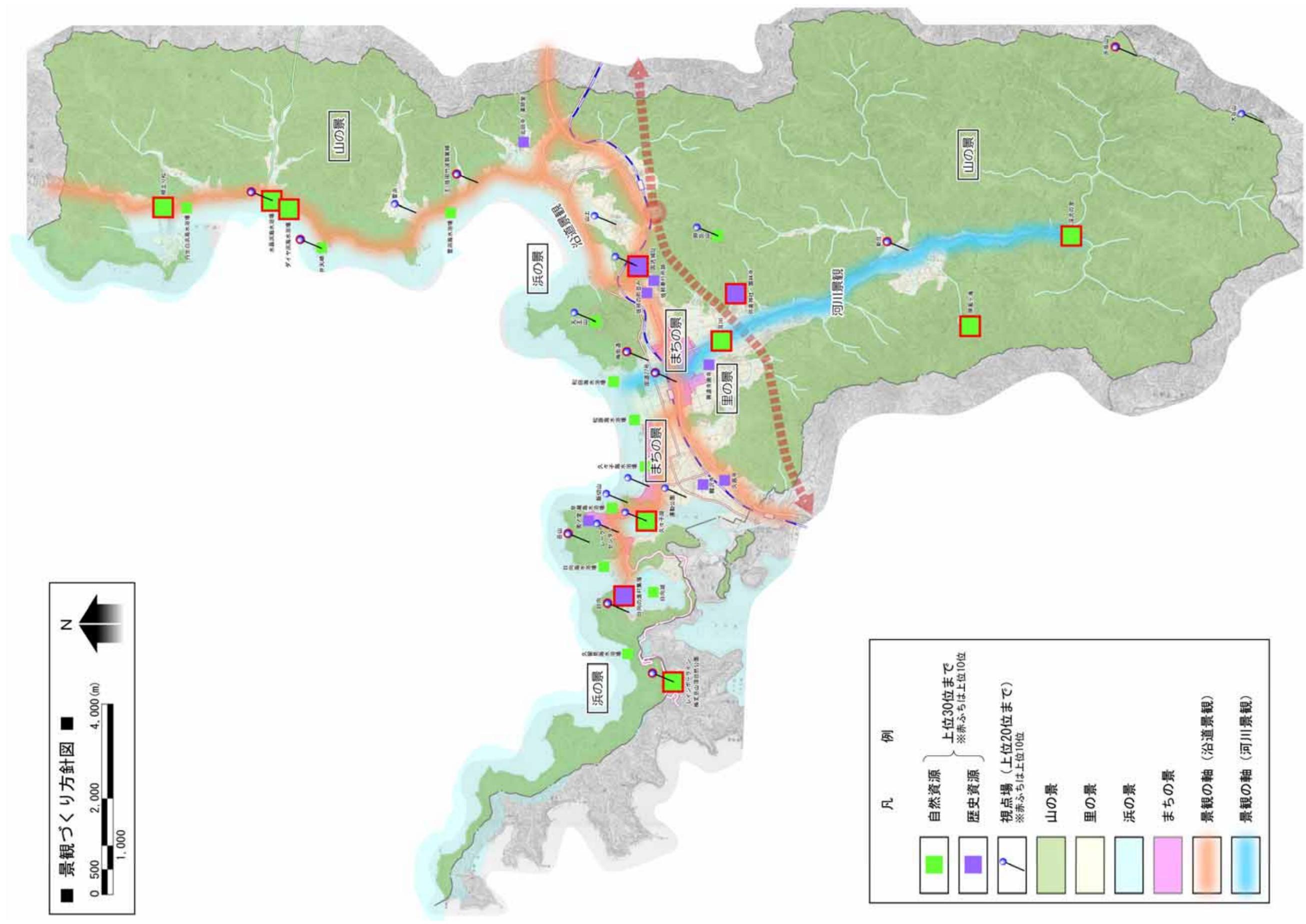
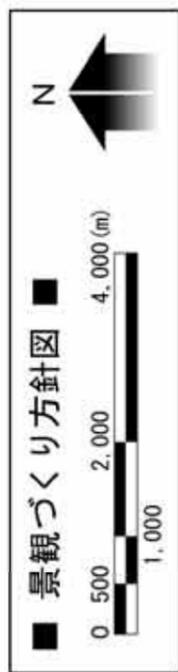
「景観に関する町民アンケート」の結果からは、本町の景観をよりよくしていくための取り組みとして、規制やルールなどの取り組みが必要と考える方が多くなっています。

福井県内では、多くの自治体が景観行政団体となり、景観計画、景観条例に基づく景観誘導に取り組んでいます。本町も、今後、景観計画の策定、景観条例の制定を進め、地域の特性に調和した景観誘導を図るとともに、景観賞の創設などにより、住民との協働での景観づくりに取り組んでいきます。また、国道 27 号沿道などでの景観づくりには、屋外広告物のコントロールも不可欠なため、景観計画と屋外広告物条例とが両輪となった、重層的な取り組みを推進します。



また、「景観に関する町民アンケート」では、問題がある、改善が必要なものとして、「ポイ捨てや不法投棄などごみの散乱」、「山林の荒廃、耕作放棄地の増加」への回答が多くなっていることから、景観法だけでなく、これらの問題にも対処できる取り組みを進める必要があります。





凡	例
	自然資源
	歴史資源
	視点場 (上位20位まで) ※赤ふちは上位10位
	山の景
	里の景
	浜の景
	まちの景
	景観の軸 (沿道景観)
	景観の軸 (河川景観)

3-5 河川・上下水道・その他施設の整備方針

(1)河川整備の基本方針

安全・安心できる治水機能の確保

本町では、近年の集中豪雨の際にも耳川が氾濫することはありませんでしたが、中小河川や用水路の氾濫による被害は発生しています。

今後は、水害の発生が想定される危険箇所を中心として、河川改修や護岸整備、砂防施設の整備などを計画的に進めるとともに、水源涵養機能を有する上流部の森林地域の適切な保全を図り、災害に強い安全な河川整備を進めます。



身近な水辺空間の保全と整備

河川が持つ多様な自然環境の保全を前提としつつ、市街地や集落付近を中心に、住民が身近に自然とふれあえる空間、潤いのある憩いの空間としての活用・整備を図ります。

より身近な河川や用水の空間については、環境美化活動など地域住民の主体的な取り組みを基本とした維持管理や魅力的な水辺空間づくりを推進します。



海岸保全の推進

本町には、水晶浜をはじめ美しい海岸線が連なっていますが、一部では海岸侵食の被害も発生しています。若狭湾の風景は美浜町の代名詞にもなっていることから、景観保全への配慮を重点としつつ、離岸堤などの整備によって海岸侵食対策を進めます。



(2)上下水道整備の基本方針

安全でおいしい水の安定供給

現在、本町では上水道事業1ヶ所、簡易水道事業4ヶ所、飲料水供給施設4ヶ所、専用水道2ヶ所が事業運営しています。上水道は、住民の日常生活のライフラインとなる重要な施設であるため、「美浜町地域水道ビジョン（平成20年3月）」に基づき、水源付近の環境保全、水道施設の適切な維持管理と老朽施設の更新など、今後とも安定した水量と安全な水質の確保、供給に努めます。

下水道利用の促進

本町の汚水処理施設は、市街地とその周辺は公共下水道、農村集落部は農業集落排水、漁村集落部は漁業集落排水、一部集落では合併浄化槽による整備が進められ、全域の整備が完了しています。しかし、水洗化率は平成21年度で74.1%に留まっています。

今後は、下水道施設の適切な維持管理を図るとともに、老朽施設の更新を計画的に進めます。また、下水道への接続啓発活動を進め、河川への生活排水の流入防止と水洗化の促進を図ります。

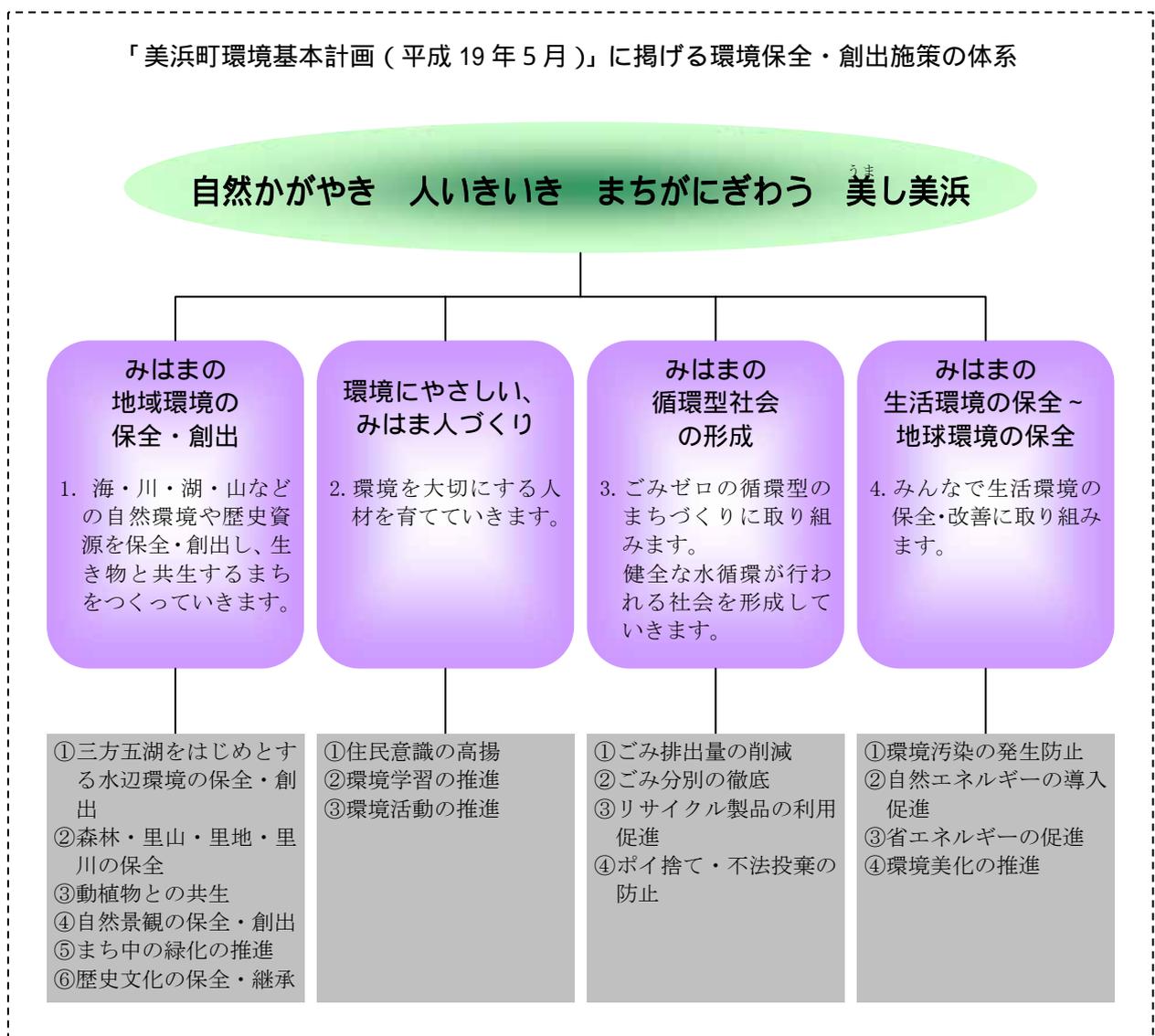
(3)その他施設整備の基本方針

本町には、その他の都市施設として美浜斎苑が平成元年に都市計画決定され、平成3年に完成し稼動しています。今後は、施設の改修も含め、適切な維持管理を図ります。

3-6 環境にやさしいまちづくりの方針

(1)環境にやさしいまちづくりの方針

本町では、平成 19 年に環境基本計画を策定し、これに掲げる基本施策を積極的に推進しています。今後も、環境未来像の実現と数値目標の達成に向け、年度毎に行政で取り組むべき環境施策の実行計画を作成するとともに、進捗管理シートによって毎年の取り組み状況の進捗管理を行います。



(2)原子力発電所と共生するまちづくりの方針

本町は、丹生地区には関西電力美浜原子力発電所が、新庄地区にはここで発電した電力を関西方面に送電する嶺南変電所が立地しており、原子力発電の安全や技術の進歩に大きく貢献してきました。

今後は、関西電力美浜原子力発電所や若狭湾エネルギー研究センター等との連携を図りながら、医療や研究開発など原子力・エネルギー関連産業の育成と産業活性化を図ります。また、環境にやさしいまちづくりを先導する都市として、電化住宅の普及促進、ライトアップや街路灯など灯りによる演出、スマートグリッドの導入、コミュニティバスへの電気バス車両の導入など、電力を多面的に活用したまちづくりの推進に取り組みます。



3-7 安全安心まちづくりの方針

自然災害の防止と減災への取り組み

本町には、急傾斜地の崩壊、土砂災害、地すべりの危険箇所が数多く分布しているため、今後も引き続き、未整備箇所の砂防事業を推進します。また、急傾斜地等の危険区域については、住民や開発事業者への周知徹底を図るとともに、新たな危険区域の有無について調査・点検を図るなど、関係機関や地域住民との連携を強化しながら、総合的な対策を進めます。危険区域やその付近で土地利用転換が行われる場合には、土砂災害などの危険性を十分に検討した上で、安全安心な土地利用を誘導します。

また、森林地域の地盤の安定化や水源涵養等の多面的な機能の維持・保全のため、間伐等の適切な維持管理や保水力を高める樹種への転換など、総合的な森林整備を進めます。

災害に強い都市構造の実現

地震や津波、風水害、土砂災害などの自然災害の被害を最小限に抑えるため、既存ストックを活かしつつ、不足する地域では避難路となる道路や避難地となる公園を新たに整備し、災害時の迅速かつ安全安心な避難環境を確保します。特に、海岸に面する市街地においては、高台方面への避難路の確保が急務であるほか、避難地としての高台利用についても総合的に検討していく必要があります。

また、災害時にも避難や救援物資の移動に支障がないよう、代替路線の確保をはじめとする重層的な交通ネットワークの形成など、広域的な防災体制の維持強化を図ります。

電気、ガス、上下水道などのライフラインや情報伝達網の耐震化整備、非常用の貯水施設の設置、橋梁の長寿命化など、災害に強い基盤整備を進めます。

冬季には、降雪時に住民の生活やさまざまな都市活動が滞らないよう、関係機関や地域と連携した除雪体制を構築するとともに、用水等の既存ストックを活かした融雪・消雪を検討するなど、地域の特性に応じた柔軟な雪害対策を進めます。

建築物の耐震化・防火機能の強化

災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する建築物については、「美浜町建築物耐震改修促進計画（平成20年3月）」に基づき耐震診断や耐震改修の促進を図ります。また、木造住宅が集積する市街地などにおいては、建替え時に不燃化や耐震化を促進するとともに、オープンスペースの確保などにより、防災性の向上を図ります。

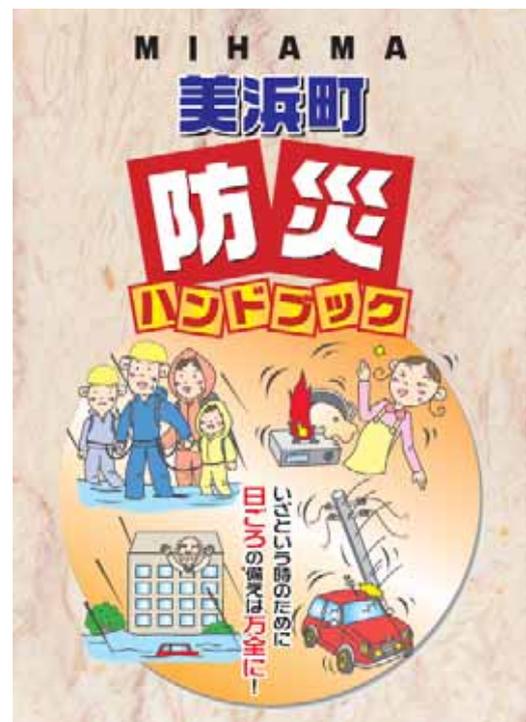
原子力安全対策の充実

原子力発電所の安全性確保は、国の一元的な責任の下に対策がとられていますが、本町においても住民が正しく理解や判断ができるよう、「原子力防災のしおり」などを活用した住民への情報提供や啓発を進めるとともに、関係機関との連絡・連携体制の強化を図るなど、安全対策の充実を図っていきます。また、緊急時には短時間でより遠くへの避難が必要となることから、複数ルート化、既存道路の機能強化等について、関係機関との連携を図りながら、原子力防災道路のあり方について検討していきます。

防災意識の向上と身近な防災体制の確立

災害時には、地域住民による初動対応が重要な役割を果たすことから、地域、行政、関係機関が協働しながら、自主防災組織の育成・整備など防災体制の整備・強化を図り、美浜町地域防災計画に基づいた総合的な防災対策に取り組みます。

また、「美浜町防災ハンドブック」などを活用して住民一人ひとりの防災意識の向上を図るとともに、高齢者や障がい者、要介護者などの災害時要援護者に対しても地域の協力が得られるよう、地域ぐるみの防災体制の確立を図ります。



3-8 住みよい環境づくりの方針

公共公益施設の適正配置とユニバーサルデザインの推進

住みやすいまち、住みたいまちとは、単に十分な都市基盤が整備されているというだけではありません。生活のさまざまな場面において、高齢者や障がい者、子供たちが安心して暮らせることが重要です。

このため、公共公益施設は、その機能や役割、利用の圏域や対象などに配慮しつつ、適正な配置を図ります。また、公共公益施設や駅など多くの人を訪れる施設については、段差の解消、スロープ、手すり、身障者やオストメイト対応トイレの設置など、既存の施設の改修も含め、ユニバーサルデザイン化を促進します。

このほか、福祉や教育などの関連部局との連携により、誰もが安全で快適に住み続けられるよう、ハード・ソフト両面の施策を総合的に進めます。

住宅、住環境の整備

定住の促進、及び安全な住環境の確保を前提としつつ、公営住宅だけでなく、民間活力の導入により住宅供給を促進します。

公営住宅は、適切な維持管理を図るとともに、計画的な改善、改修を図り、現在の社会情勢に応じた住環境を確保します。民間活力の導入に当たっては、低炭素社会や循環型社会の構築に向けた質の高い住宅供給を誘導します。

人口減少による地域コミュニティの低下等が懸念される地域においては、豊かな自然環境と共生する暮らしのニーズに対応する二地域居住や移住など、地域との協働のもと、地域特性を活かした住環境整備を推進します。

犯罪の起こりにくい地域づくりの推進

街路灯、防犯灯など照明設備の充実を図り、夜間でも安全安心に歩ける環境づくりを進めます。

特に、子供たちの通学路となる道路などでは、歩道の整備や歩行帯の確保、沿道に立地する倒壊の危険性の高い家屋の除去、視界をさえぎる要因の除去などにより、安全安心に通学でき、地域の目が行き届きやすい環境を整えます。

合わせて、学校や警察、関係機関と連携・協力して、地域毎に活動している防犯パトロールなどの取り組みの育成を支援していきます。

